

## 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 平成30年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに平成30年度教育行政執行方針  
日程第 4 諒問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程第 5 議案第 1号 表彰について  
日程第 6 議案第 2号 遠軽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
日程第 7 議案第 8号 遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改定について  
日程第 8 議案第 3号 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改定について  
日程第 9 議案第 4号 遠軽町国民健康保険条例の一部改正について  
日程第 10 議案第 5号 遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第 11 議案第 6号 遠軽町介護保険条例の一部改正について  
日程第 12 議案第 7号 遠軽町まちづくり自治基本条例の一部改正について  
日程第 13 議案第 9号 遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について  
日程第 14 議案第 10号 遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改定について  
日程第 15 議案第 11号 遠軽町個人情報保護条例の一部改正について  
日程第 16 議案第 12号 平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）  
日程第 17 議案第 13号 平成29年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第 18 議案第 14号 平成29年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
日程第 19 議案第 15号 平成29年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第 20 議案第 16号 平成29年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第 21 議案第 17号 平成29年度遠軽町水道事業会計補正予算（第3号）  
日程第 22 議案第 18号 平成29年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）  
日程第 23 議案第 19号 平成30年度遠軽町一般会計予算  
日程第 24 議案第 20号 平成30年度遠軽町国民健康保険特別会計予算  
日程第 25 議案第 21号 平成30年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 平成 3 0 年度遠軽町介護保険特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 平成 3 0 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 平成 3 0 年度遠軽町水道事業会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 平成 3 0 年度遠軽町下水道事業会計予算
- 日程第 3 0 一般質問
- 日程第 3 1 議案第 2 6 号 平成 2 9 年度遠軽町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 3 2 議案第 2 号 遠軽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する  
(付託案件) 基準を定める条例の制定について  
(民生常任委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 3 議案第 8 号 遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基  
(付託案件) 準を定める条例の一部改正について  
(民生常任委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 4 議案第 1 9 号 平成 3 0 年度遠軽町一般会計予算  
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 5 議案第 2 0 号 平成 3 0 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算  
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 6 議案第 2 1 号 平成 3 0 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算  
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 7 議案第 2 2 号 平成 3 0 年度遠軽町介護保険特別会計予算  
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 8 議案第 2 3 号 平成 3 0 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算  
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 9 議案第 2 4 号 平成 3 0 年度遠軽町水道事業会計予算  
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 0 議案第 2 5 号 平成 3 0 年度遠軽町下水道事業会計予算  
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 1 請願第 1 号 「議員の情報報告システム」の確立を求める請願書  
(付託案件) (議会運営委員会審査報告、平成 2 9 年第 8 回定例会付  
託)
- 日程第 4 2 意見案第 1 号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一  
般職非常勤職員の待遇改善と雇用安定に関する意見書
- 日程第 4 3 意見案第 2 号 将来にわたり安全・安心な医療制度の提供を求める意見書
- 日程第 4 4 意見案第 3 号 バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書
- 日程第 4 5 意見案第 4 号 所有者不明の土地利用を求める意見書
- 日程第 4 6 意見案第 5 号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道  
掘削の予算の確保を求める意見書

日程第 4 7

議員派遣について

## 平成 30 年第 2 回

### 遠軽町議会定例会会議録（第 1 号）

平成 30 年 3 月 8 日（木）午前 10 時 00 分開会

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 日程第 1           | 会議録署名議員の指名について                                    |
| 日程第 2           | 会期の決定について   |
| 日程第 3           | 平成 30 年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに平成 30 年度教育行政執行方針         |
| 日程第 4 訪問第 1 号   | 人権擁護委員候補者の推薦について                                  |
| 日程第 5 議案第 1 号   | 表彰について  |
| 日程第 6 議案第 2 号   | 遠軽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について         |
| 日程第 7 議案第 8 号   | 遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改定について        |
| 日程第 8 議案第 3 号   | 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改定について                      |
| 日程第 9 議案第 4 号   | 遠軽町国民健康保険条例の一部改正について                              |
| 日程第 10 議案第 5 号  | 遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について                             |
| 日程第 11 議案第 6 号  | 遠軽町介護保険条例の一部改正について                                |
| 日程第 12 議案第 7 号  | 遠軽町まちづくり自治基本条例の一部改正について                           |
| 日程第 13 議案第 9 号  | 遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について |
| 日程第 14 議案第 10 号 | 遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改定について   |
| 日程第 15 議案第 11 号 | 遠軽町個人情報保護条例の一部改正について                              |
| 日程第 16 議案第 12 号 | 平成 29 年度遠軽町一般会計補正予算（第 8 号）                        |
| 日程第 17 議案第 13 号 | 平成 29 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）                  |
| 日程第 18 議案第 14 号 | 平成 29 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）                 |

日程第19 議案第15号 平成29年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第20 議案第16号 平成29年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算  
(第1号)  
日程第21 議案第17号 平成29年度遠軽町水道事業会計補正予算（第3号）  
日程第22 議案第18号 平成29年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）  
日程第23 議案第19号 平成30年度遠軽町一般会計予算  
日程第24 議案第20号 平成30年度遠軽町国民健康保険特別会計予算  
日程第25 議案第21号 平成30年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第26 議案第22号 平成30年度遠軽町介護保険特別会計予算  
日程第27 議案第23号 平成30年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算  
日程第28 議案第24号 平成30年度遠軽町水道事業会計予算  
日程第29 議案第25号 平成30年度遠軽町下水道事業会計予算

---

◎出席議員（16名）

議長	16番	前田篤秀君	15番	今村則康君
	1番	高橋義詔君	2番	稻場仁子君
	3番	佐藤登君	4番	秋元直樹君
	5番	一宮龍彦君	6番	竹中裕志君
	7番	渡部正騎君	8番	山谷敬二君
	9番	阿部君枝君	10番	前島英樹君
	11番	佐藤昇君	12番	山本悟君
	13番	黒坂貴行君	14番	岩澤武征君

---

◎欠席議員（0名）

---

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育長	河原英男君
代表監査委員	村瀬光明君	農業委員会会長	新国純一君

---

◎説明員

副町長	原收君	総務部長	加藤俊之君
民生部長	舟木淳次君	経済部長	澤口浩幸君
経済部技監	内野清一君	地域拠点施設準備室長	斎藤隆雄君
総務課長	鈴木浩君	情報管財課長	古賀伸次君
企画課長	佐藤祐治君	財政課長	大堀聰君
ジオパーク推進課長	鴻上栄治君	危機対策室参事	山地茂樹君

地域拠点施設準備室参事	今 井 昌 幸 君	保健福祉課長	平 間 敏 春 君
住民生活課長	小野寺 正 彦 君	税 务 課 長	会 津 靖 朗 君
子育て支援課長	小 谷 英 充 君	農政林務課長	広 瀬 淳 次 君
商工観光課長	菊 地 隆 君	建 設 課 長	金 沢 一 彦 君
水 道 課 長	落 合 一 実 君	生田原総合支所長	門 脇 和 仁 君
丸瀬布総合支所長	只 野 博 之 君	白滝総合支所長	村 上 裕 和 君
会計管理者	荒 井 正 教 君	生田原総合支所産業課長	大 辻 祐 一 君
丸瀬布総合支所産業課長	伊 藤 雅 彦 君	保健福祉課主幹	岩 井 誠 志 君
教 育 部 長	小野寺 健 君	教育部総務課長	大 貫 雅 英 君
社会教育課長	堀 崑 英 俊 君	図 書 館 長	中 島 伸 司 君
監査委員事務局長	伯 谷 和 昭 君	選挙管理委員会事務局長	伯 谷 和 昭 君
農業委員会事務局長	河 本 伸 二 君		

---

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	安 江 陽一郎 君	事 務 局 主 幹	渡 邊 亮 司 君
事 務 局 係 長	小 玉 美紀子 君		

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成30年第2回遠軽町議会定例会を開会します。

---

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（安江陽一郎君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、河原教育長、村瀬代表監査委員、新国農業委員会会长であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成29年度例月出納検査の結果、議長の執務、閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので御了承願います。

次に、本定例会の日程は第30までとなっております。

また、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で、報告を終わります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、竹中議員、岩澤議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋議会運営委員長。

○1番（高橋義詔君） 一登壇一

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成30年第2回遠軽町議会定例会の会期につきましては、3月5日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から3月16日までの9日間と決定いたしました。

なお、3月10日から11日までの2日間は、休日のため休会とし、3月12日から15日までの4日間につきましては、予算審査のため休会といたします。追加議案、意見書などにつきましては、それぞれ調整の上、3月14日午後5時までに議長へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月16日までの9日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月16日までの9日間と決定いたしました。

---

◎日程第3 平成30年度施政執行方針及び提出案件要旨並び  
に平成30年度教育行政執行方針

○議長（前田篤秀君） 日程第3 平成30年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに平成30年度教育行政執行方針を行います。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 一登壇一

平成30年第2回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中御参考いただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、平成29年第8回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告いたします。

まず、JR問題についてでありますが、2月19日に北海道知事の附属機関であります北海道運輸交通審議会が、平成30年度から北海道新幹線の札幌開業が予定される2030年度までを期間とする北海道交通政策総合指針案を知事に答申しました。

この中で、石北本線については「国土を形成し、本道の骨格を構成する幹線交通ネットワークとして、負担等に係るこれまでの協議を踏まえ、維持に向けてさらに検討を進めることとした方向性が示されたところであります。

この方向性を受け、オホーツク圏活性化期成会としては、石北本線部会に小委員会を発足させ、今後さらに検討を深めることとしており、遠軽町としても昨年設置しました石北本線利用促進協議会を中心に、JRの利用促進についてさらなる方策を進めてまいりたいと考えております。

次に、協定の締結についてであります。昨年12月に第一生命保険株式会社帶広支社と、高齢者等の見守り支援に関する協定を締結いたしました。今後、日常の業務の中で高齢者等の異変に気づいたときは、町などに連絡することについて協力を確認したところであります。

次に、2月25日には湧別町と連携して実施している湧別原野オホツククロスカントリースキー大会が開催されたところであります。今大会から白滝ジオパークコースを廃止し、上湧別リバーサイドゴルフ場をスタートし、湧別町文化センターTOMをゴールとする10キロメートルのコースを新設したところであります。参加申し込み者数は全種目で1,210人となり、大会を通じて全国に当地方の魅力を発信できたものと考えております。

大会運営のため、早朝から御支援いただきました関係者や町民ボランティアの皆様を初め、御協力いただきました地権者の皆様に心からお礼を申し上げます。

次に、平成30年度予算を初め、関連する議案を御審議いただくに当たり、町政執行に対する基本的な姿勢と考え方について申し上げます。

私は、昨年町民の皆様の温かい御支援をいただき、3期目の町政を担わせていただきました。これまでと変わることなく、元気で愛情あふれるまちづくりの実現に向けて取り組んでまいりますので、町民並びに議員の皆様には御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成17年10月に厳しい財政状況の4町村が合併し、新たなスタートを切った遠軽町ですが、私はこの2期8年間、遠軽町が歴史を刻み続け、未来を切り開いていくためにはまずは財政基盤をしっかりと構築することに全力を注ぎました。幸いにも今、遠軽町は多くの方々の御協力を得て、健全な財政状況となっておりますが、解決しなければならない課題は山積しており、改めて健全な財政基盤のもとに町民の皆様とともに考え、ともに行動し、柔軟な発想と創意工夫、責任と決断をもってまちづくりに取り組んでまいります。

また、日本全体が人口減少時代に突入している中、国におきましては過去幾多の政策が実施されておりますが、残念ながら地方は現在も厳しい状況が続いております。その中にあって、人口減少を最小限に抑制するため地場産業の振興や医療、福祉、教育などを充実させ、私の公約であります「元気で愛情あふれるまちづくり」の実現に向け、今後予定している大型案件の事業にも取り組み、第2次遠軽町総合計画の将来像である「森林と清流、つくる・つながるにぎわいのまち」の実現を目指し、まちづくりを進めてまいりますので、町民並びに議員の皆様には引き続き、御支援と御協力をお願い申し上げます。

このため、平成30年度予算は高規格道路の遠軽ICまでの延伸を見据え、スキー場ロッジを併設した遠軽道の駅建設工事に着手するほか、まちの活性化と町民のよりどころとなる（仮称）えんがる町民センターの整備については、町民の皆様による検討協議会で議論を行っていただいており、基本設計がおおむねまとまったことから、平成31年度着工に向けた実施設計を進めてまいります。

また、公共事業の早期発注等による地域経済の活性化に努めるとともに、人と人とのつながりを大切にした魅力ある施設づくり、まちづくりの基本となる産業基盤の充実、未来を担う子どもたちの教育と、高齢者に対する福祉政策、各地域の振興を柱として予算編成を行ったところです。

次に、平成30年度に実施します主な施策について、総合計画の六つの基本方針に基づいて申し上げます。

一つ目の人と自然に思いやりのあるまちづくりについては、自然に生かされているということを町民全体で認識し、自然への思いやりと感謝の心を育み、過去から未来へ、先人から子どもへと、人と自然に思いやりのあるまちづくりを進めてまいります。

また、それぞれの地域にある歴史や文化、自然を彩る大地の遺産を活用、保全する活動を推進するとともに、白滝ジオパークのさらなる情報発信及び可視化の促進に努めてまいります。

町民の日常生活や経済活動を支える道路、河川、交通網などについては、利用者の安全性や利便性に配慮しながら、安全かつ快適に利用できる基盤づくりを進めてまいります。

森林については、水源の涵養、国土の保全、地球温暖化防止などの多面的機能を有しており、この大切な自然環境を守るため計画的な森林整備を行ってまいります。

河川については、景観や生態系の保全、都市における潤いと安らぎを与える親水空間として有効に活用されていますが、一方では氾濫などの災害要因ともなることから、町河川の氾濫を防止し、災害に対する安全性の向上を図るため、トーウンナイ川河川維持工事を実施してまいります。

なお、道河川の整備については、サナブチ川において伯谷川との合流箇所から下流約500メートルの河道整備が予定されています。

町道については、生活道路の安全性や居住環境の整備に配慮するとともに、緊急度を考慮し、市街地40号、南1丁目中通等の改良舗装工事及び市街地40号とJR石北本線を交差している40号線踏切の拡幅工事をJR北海道の受託事業として実施してまいります。

また、町道の維持管理の充実に努めるとともに、冬期間の適正な管理を行うため、老朽化が進む除雪車両の計画的な更新として、小型除雪車を購入し、除排雪の充実に取り組んでまいります。

高規格道路旭川・紋別自動車道については、昨年3月に丸瀬布ICから遠軽瀬戸瀬ICまでが開通し、交流人口の増加など地域経済の活性化に大きく寄与しており、遠軽ICについても早期供用開始に向けた整備促進並びに地域高規格道路遠軽北見道路の整備についても、引き続き関係機関に要請を行ってまいります。

なお、道道の整備については、遠軽安国線では町道豊里42号道路から、豊里若松間道路までの区間約550メートルの歩道及び防雪柵の整備、遠軽芭露線では遠軽駐屯地地先から湧別方面に向かって約650メートルの線形改良が予定されています。

公共交通については、少子高齢化が進む中、町民の暮らしに必要な移動手段を確保する交通ネットワークの構築が重要となってきます。

現在、遠軽町の最重要課題となっておりますＪＲ石北本線の存続問題については、オホツク圏活性化期成会や沿線自治体と連携して、JRの最大限の自助努力や国の実効性のある支援を求めながら、将来にわたって持続的に維持していくための方策について、費用負担を含め検討を行ってまいります。

また、生田原地域において、デマンド型乗合タクシーを引き続き運行し、利便性の向上に努めるとともに、民間バスについても引き続き事業者に対する運行補助を行い、生活に欠かせない公共交通の確保に努めてまいります。

二つ目の安全・安心で住み心地のよい暮らしの場づくりについては、住まいや暮らしを取り巻く生活環境の充実により、心地よい暮らしの場としての役割をさらに向上させていきます。

また、快適性や利便性を向上させる一方で、各種災害、犯罪などのさまざまな危険に対する備えを確立し、安全・安心な暮らしの場づくりを進めてまいります。

都市計画においては、岩見通の都市計画道路の変更を進めてまいります。

住環境の充実については、住生活基本計画、町営住宅長寿命化計画に基づき、日進団地の整備に着手するなど、これからも地域に合った適正な管理を行ってまいります。

上下水道の充実については、白滝浄水場の建設工事に着手するとともに、安国浄水場に予備の地下水源を開発し、安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。

また、遠軽道の駅整備に伴う上下水道の整備、生活環境の改善や雨水、浸水対策を図るため、下水道管渠整備及び遠軽下水処理センターの長寿命化工事を進めてまいります。

防災体制の充実については、今まで想定していない局所的な自然災害が近年全国各地で起きています。このため、関係機関等と連携した災害対策本部要員による図上防災訓練を実施するとともに、浸水想定区域等を追加した防災マップを作成し、防災対策等の機能強化並びに町民の防災意識の高揚と防災体制の強化を図ってまいります。

また、近年は暴風雪災害による事故防止のため、早目の交通規制等が行われることから、町民等に対する災害情報の周知、避難所の開設及び停電対策等の迅速な対応が求められております。

このため、災害に備えた非常用食料や資機材等の計画的な備蓄のほか、災害発生時の情報の伝達手段となるＪアラート受信機の更新、さらには災害現場及び避難所等との連絡手段となる防災行政無線のデジタル化に向けた実施設計を行ってまいります。

ごみ処理の充実については、持続可能な循環型社会を実現するため、ごみの減量化、再利用・再資源化を進め、旭野一般廃棄物最終処分場の延命化を図るとともに、えんがるクリーンセンターが1月から稼働しましたことを機に、ごみ処理の広域化を進めてまいります。

三つ目の活気と創造性にあふれ、未来につながる産業づくりについては、町内の産業を

取り巻く環境は、長引く景気の低迷などにより厳しい状況にありますが、産業にかかわる多様な主体と連携・協力しながら、知恵を出し合い、活気と創造性にあふれた未来につながる産業づくりを進めてまいります。

本町の基幹産業である農業の振興については、国際情勢などの厳しい状況に打ち勝つために、第一次産業の明るい未来に向けた取り組みを進めてまいります。

奨励作物の振興については、アスパラの作付面積を拡大するための助成を行ってまいります。

農業担い手の確保については、新たな組織体制のもと、新規就農及び後継者対策の強化を図ってまいります。

畜産関係では、自給飼料基盤の整備が最も重要であることから、草地の整備や更新、公共牧場の管理向上と機能強化を図り、酪農の経営安定に努めてまいります。また、農業農村地域が持つ多面的機能を発揮させるため、引き続き国の交付金を活用し、農村環境の維持保全に努めてまいります。

鳥獣被害対策については、遠軽町鳥獣被害防止計画を基本に、猟友会の協力をいただきながら、エゾシカ、ヒグマなどの駆除・捕獲を実施し、農林産物の被害防止に努めてまいります。

林業の振興については、民有林振興対策事業などに対し引き続き助成するとともに、関係団体と連携し、林業担い手対策に取り組むほか、町有林の適正な管理と整備を行ってまいります。さらに、北海道家庭学校にある1964東京オリンピックゆかりの展示林について、2020東京大会への活用を働きかけるため、ビレッジプラザ等関連施設への木材の提供や、森林認証の取得、林地台帳の整備を図るなど、さらなる林業の振興に努めてまいります。

商工業の振興については、厳しい経済状況が続く中、地元経済の活性化を図るため、中小企業者が行う高度化事業に対する助成の対象業種を拡大し、遠軽町全域の商工業の発展を目指してまいります。

観光の振興については、近年急増している訪日外国人観光客による消費の取り込みを図るため、国内外に向けたプロモーション経費や事務局の体制整備のほか、遠軽道の駅の整備に向けた駅長候補者の人件費や施設運営に係る調査・検討などに要する経費に対し、観光協会に支援を行ってまいります。

四つの住み慣れたところで健やかに暮らせる生活づくりについては、町民誰もが最も住み慣れた場所で生涯を生き生きと健やかに暮らしたいと願っております。そのためには、誰もが健康で生きがいを持ち、地域ぐるみで互いに支え合う優しいまちづくりが必要であることから、地域ぐるみでのつながりや支援体制づくりなど、誰もが生き生きと健やかに暮らすことができるまちづくりを進めます。

保健対策の充実については、健康診断や各種検診への参加を積極的に呼びかけ、病気の予防と早期治療を促すとともに、関係機関と連携し、健康増進、保健予防の普及に向けた

環境づくりに取り組んでまいります。

地域医療の確保については、関係市町村と連携を図り、医師の確保に向け、引き続き要請を行い、町民が安心して医療を受けられるよう医療機関や診療体制の確保に努めてまいります。

子育て環境の充実については、子ども・子育て支援事業計画に基づき、遠軽町子ども・子育て会議において御意見を賜る中で、次世代育成への取り組みを推進してまいります。また、施設型給付を受ける町内の認定こども園及び幼稚園への支援や、中学生の入院費の助成を継続するとともに、乳幼児健診及びきめ細かな相談体制による子育て環境の充実に取り組んでまいります。

高齢者福祉の充実については、高齢者の生活実態を把握し、高齢者が住み慣れた場所で生きがいを持ちながら健康に暮らせる環境整備を進めてまいります。また、高齢者のりもの乗車助成事業を継続し、高齢者の余暇活動や社会参加活動を促進してまいります。

障がい者（児）福祉の充実については、関係団体と連携し、障害福祉サービスに取り組んでまいります。

五つ目の文化を守り、未来につなげるふるさとづくりについては、将来を担う人材を育てることは長期的、継続的に取り組まなければならない重要な課題です。地域の特性を生かした個性あふれる学習など、地域ぐるみでふるさとを支える人づくりを進め、町民の一人ひとりが心身ともに豊かな生活を送り、生き生きと暮らすことができるよう子どもから高齢者まで、生涯を通じてみずからの意思や意欲に応じたさまざまな学習ができる環境を整えます。

さらに、地域内外との交流や各種文化財など、地域の遺産の保全・活用を通じて、ふるさとへの誇りと愛着を醸成するとともに、未来につなげるふるさとづくりを進めてまいります。

子ども教育の充実については、地域性を生かした特色ある教育を推進し、子どもの生きる力と郷土を愛する心を育むとともに、安全・安心に学習できる環境づくりに努めてまいります。

家庭教育の充実については、学校、地域社会との連携強化や家庭教育情報の発信など、家庭教育の支援や父母・親子の交流などを通じた情報交換の場づくり、学習の場づくりを提供してまいります。

社会教育の充実については、各世代が学べる学習機会の充実と情報発信の拡充に努めてまいります。各世代が学べる学習環境の充実については、町民のニーズに即した事業を開いてまいります。

芸術・文化活動の振興については、芸術・文化活動を継承拡大していくための事業展開を進め、各団体が連携して活動の活性化を図るための支援に努めてまいります。

スポーツ・レクリエーション活動の充実については、いつでも気軽にスポーツ活動に取り組める環境づくりを進め、体育関係団体と連携し、各種スポーツ教室や大会の開催な

ど、機会の拡大を図ります。

さらに、えんがる球技場を中心とした体育施設の利用促進とスポーツ大会、合宿の受け入れ体制を一層充実させ、交流人口の拡大に努めてまいります。また、今年度は姉妹都市のブラジル連邦共和国サンパウロ州バストス市への入植90周年に当たり、バストス市で行われる記念式典等に出席し、文化交流の充実を図ってまいります。

六つ目の町民と町が気軽に対話できるまちづくりについては、協働のまちづくりを進めには町民と町が対話による相互理解が重要です。コミュニティ活動や自発的なまちづくり活動を促すとともに、さまざまな媒体や機会を通して情報の共有や対話の機会をさらに充実させ、まちづくりに反映させます。

町が自主性・自立性を發揮し、安全・安心の地域社会づくりや地方創生の取り組みを進めていくためには、効率のよい財政運営と財政基盤の確立が不可欠であり、安定した財源の確保、とりわけ地方交付税の確保が重要ですが、地方交付税については国の動向により影響を受けますので、今後とも安定した地方財源の確保を強く訴えていかなければならぬと考えております。

また、行政改革の取り組みやP D C Aサイクルに基づいた事業の管理による健全な財政基盤を確立する一方、社会情勢や町民のニーズを分析し、効果的な事業運営にも努めてまいります。このため、ホームページや広報などによる情報発信の充実に努めるとともに、町民と町のパートナーシップを構築し、対話により意見を反映するまちづくりに取り組んでまいります。

また、災害支援やさまざまなイベントへの協力等、この周辺地域になくてはならない陸上自衛隊遠軽駐屯地については、本町においても医療、福祉、教育などのまちづくりに重要な役割を担っており、協働のまちづくりを推進するため関係団体と連携を図り、存置に向け積極的に取り組んでまいります。

コミュニティ活動の充実については、地域の活性化に重要な役割を担っていただいている自治会等のコミュニティ活動を支援し、地域コミュニティの拡大・強化を図ってまいります。

以上、平成30年度の町政執行に対する所信と主な施策について申し上げました。

次に、平成30年度予算案について御説明申し上げます。

一般会計については、義務的経費は扶助費の増により、前年比0.7%の増、投資的経費は遠軽道の駅整備事業、上武利地区給水事業等により、前年比5.4%増となります。その他の経費は補助費等の減により、前年比11.6%の減、総額で前年比4.4%減の149億800万円としたところです。

また、特別会計については、国民健康保険特別会計23億306万9,000円、後期高齢者医療特別会計3億1,722万9,000円、介護保険特別会計18億7,683万5,000円、個別排水処理事業特別会計1億342万9,000円の4会計で、46億56万2,000円とし、企業会計については水道事業会計12億1,094万4,000

円、下水道事業会計 18億7,642万7,000円としたところです。

これによりまして、一般会計、特別会計、企業会計を合わせた平成30年度予算は、前年比4.2%減の225億9,593万3,000円としたところです。

次に、一般会計予算の概要について申し上げます。

歳入については、平成30年度地方財政計画に基づき、本町の実情を踏まえ収入見込額を計上したところです。

町税については、個人町民税では人口減による就業者人口の減少があり、均等割額の減はあるものの、一人当たりの所得割額が伸びていることから、前年比2%増とし、法人町民税では建設業関係の法人が公共事業等の増加により、税収が高水準で推移しており、過去3年間の税額を参考に、前年比6%増としたところです。

また、固定資産税は3年に1度の評価がえの年度であり、土地の評価額は商業地区が5.8%減、住宅地区が4.1%減、全体で4.4%の減となり、家屋の評価額も経年減点補正率を乗じて算出することから減少となり、評価がえに係る税収は土地家屋合わせて2,740万円の減を見込んでおりますが、增收分としては住宅のほか、麦乾燥調製貯蔵施設や大型店舗などの大型の家屋、さらには償却資産の太陽光発電施設の新設などがあることから、前年比433万1,000円の減としております。

たばこ税は、たばこの販売本数が毎年減少しております、平成29年度の決算見込額の減少率を参考に3.8%減としております。

これらによりまして、町税総額では前年比0.5%増の21億403万8,000円を計上したところです。

地方交付税については、地方財政計画に基づき計上したところです。

国庫支出金及び道支出金については、各補助事業などに対する可能な収入を見込み計上したところです。

町債については、地方債計画により、今年度計画しております投資的事業等の財源として、また交付税の財源不足分に対処する臨時財政対策債を見込み計上したところです。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費については、遠軽道の駅建設工事、（仮称）えんがる町民センター整備に係る実施設計、ロックバレースキー場リフト等更新に係る実施設計に要する経費等を計上したところです。

交通対策では、交通安全推進事業、生活安全灯（LED灯）改修工事、町内生活交通路線の運行に係る民間バス事業者の支援、町営バス運行事業、紋別空港利用促進事業、デマンド型乗合タクシーに要する経費等を計上したところです。

自治振興では、住民活動支援事業、地域集会施設管理事業、安全安心まちづくり事業に要する経費等を計上したところです。

民生費については、民生委員協議会や遺族会への補助、保健福祉総合センターや高齢者共同生活支援施設等の福祉施設の運営を初め、社会福祉協議会の運営や老人クラブ等福祉

団体の活動の支援、高齢者、障がい者の支援に要する経費、児童、乳幼児等への福祉施策、子ども・子育て支援事業に要する経費等を計上したところです。

衛生費については、町民の健康づくりを積極的に推進するための活動費、妊婦健診事業、母子保健推進事業、予防接種事業、地域医療対策として歯科診療所運営費、生田原診療所運営費、上武利地区給水事業、えんがるクリーンセンターの運営及び遠軽清掃センターの解体に要する負担金等の経費を計上したところです。

労働費については、季節労働者の生活安定に要する経費等を計上したところです。

農林水産業費の農業振興では、農業担い手対策に要する経費、農作物栽培奨励事業、畜産担い手育成総合整備事業、家畜防疫対策事業、酪農ヘルパー利用推進事業、農業・畜産関連融資利子補給事業、農業資金貸付事業、酪農学園大学地域総合交流事業、多面的機能支払事業等に要する経費等を計上したところです。

林業振興では、鳥獣被害対策に要する経費、狩猟免許の取得に係る助成のほか、町有林整備事業、民有林振興対策事業に要する経費や新たに森林・林業活用事業に要する経費を計上したところです。

商工費については、商工会議所及びえんがる商工会の運営を支援する経費、中小企業の振興を支援するための商工業融資利子補給事業、商店街助成事業、企業振興促進助成事業等に要する経費等を計上したところです。

消費対策では、消費者協会の運営を支援する経費等を計上したところです。

観光振興では、観光協会の運営に関する経費として、事務局体制の強化を図るために人件費を初め、タイ、台湾等に向けた国内外へのプロモーション経費、スタンプラリー事業等に要する経費を計上したところです。また、丸瀬布地域において、民間事業者による日帰り温泉施設の建設が予定されておりのことから、源泉施設から建設予定地までの送湯管の布設など、インフラ整備等に要する経費を計上したところです。

観光施設整備では、いこいの森のゴーカート等遊具購入、生田原コミュニティセンター厨房機器の更新等に要する経費を計上したところです。

土木費の道路関係では、岩見通道路改良舗装工事、東2線道路防雪工事（防雪柵）、南1丁目中通道路改良舗装工事、南町4丁目通道路改良舗装工事、40号線踏切拡幅工事負担金、除雪対策として、小型除雪車の購入に要する経費等を計上したところです。

公営住宅関係では、日進団地公営住宅建設工事、ふくろ団地公営住宅建設工事、山の手団地公営住宅長寿命化改修工事に要する経費等を計上したところです。

消防費については、遠軽地区広域組合消防負担金として、災害出動に要する経費等を計上したところです。

防災対策事業では、防災マップ作成に係る経費、防災行政無線のデジタル化に係る実施設計に要する経費等を計上したところです。

教育費については、学校環境の整備、学校教育における諸活動、学校教育のための教材教具の充実及び学校行事負担金、遠軽高等学校教育振興補助金に要する経費等を計上した

ところです。また、昨年度同様スキー授業に係るリフト代金を全額町で負担するほか、教育用ＩＣＴ機器整備、3カ年計画による児童生徒用机・椅子の更新に要する経費を計上したところです。

学校施設整備では、丸瀬布小学校耐震改修工事に要する経費等を計上したところです。

学校給食関係では、南小学校給食室空調設備改修工事に要する経費等を計上したところです。

社会教育関係では、生涯学習機会の充実、社会教育関係団体や、人材の育成、埋蔵文化財センターの運営に要する経費等を計上したところです。

図書館関係では、2カ年計画による丸瀬布生涯学習館外壁改修工事、図書資料等の充実、読書の普及に要する経費等を計上したところです。

社会体育関係では、社会体育施設指定管理料、健康増進や体力づくりに要する経費、スポーツ団体等の支援に要する経費、スポーツ合宿誘致活動補助金、瀬戸瀬パークゴルフ場拡張工事、総合体育館用移動式バスケットゴール購入に要する経費等を計上したところです。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計については、今年度から都道府県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体となることに伴い、予算内容が変更となります。引き続き町民の健康維持増進のため、特定健診や保健指導等を積極的に行い、生活習慣病予防等に努めてまいります。また、医療費の適正化、抑制を目指し、安定した運営を図るため、国民健康保険税の収納率向上に取り組んでまいります。

歳入については国民健康保険税、道支出金、一般会計からの繰入金等を計上し、歳出については療養給付費、高額療養費、保険事業納付金、後期高齢者支援金及び特定健康診査等に係る経費等を計上したところです。

後期高齢者医療特別会計については、北海道後期高齢者医療広域連合により運営され、本町の対象者4,009人が加入しているものであり、歳入については同広域連合が示す保険料、一般会計からの繰入金等を計上し、歳出については後期高齢者医療広域連合納付金及び事務経費を計上したところです。

介護保険特別会計については、第7期介護保険事業計画の1年目となりますので、計画に沿って事業を執行してまいります。歳入では、保険料収入について第1号被保険者を7,342人と見込み、また国・道支出金、支払基金交付金等を計上し、歳出については遠軽地区介護認定審査会に要する経費、保険給付費及び介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費等を計上したところです。

個別排水処理事業特別会計については、遠軽町全域において公共下水道処理区域外の個別排水処理施設の整備を推進してまいります。歳入については、使用料及び手数料、町債等を計上し、歳出については維持管理費、浄化槽設置工事等に要する経費を計上したところです。

次に、水道事業会計予算について申し上げます。

今年度の業務量は給水戸数を9,304戸と予定し、収益的収入では、水道料金等5億4,954万円、収益的支出では施設の維持管理費、一般事務等の経費として5億1,298万9,000円を予定したところです。また、資本的収入では企業債、国庫補助金等5億5,260万円、資本的支出では豊里六郷通水道管布設工事、国道242号（豊里）水道管布設替工事、私道（瀧谷地先）水道管布設工事、北支湧別3線水道管布設工事、白滝浄水場建設工事及び企業債償還金等6億9,795万5,000円を計上したところです。

次に、下水道事業会計予算について申し上げます。

今年度の業務量は、排水戸数6,738戸と予定し、収益的収入では下水道使用料等10億5,503万円、収益的支出では施設の維持管理費、一般事務等の経費として9億7,079万2,000円を予定したところです。また、資本的収入では、企業債、国庫補助金等5億5,477万6,000円、資本的支出では豊里六郷通公共下水道工事、国道242号（豊里）公共下水道工事などの管渠工事及び企業債償還金等9億5,63万5,000円を計上したところです。

次に、本議会に提案いたしました議案について御説明申し上げます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、現委員であります岩田ふじ子氏、中村修一氏、山本美栄子氏及び工藤敏広氏が、平成30年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き推薦したく議会の意見を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、介護保険法の一部改正に伴い、町が指定する居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を規定するため、本条例を定めるものです。

議案第3号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正については、55歳以上の特定職員に対する給与の減額措置の終了に伴う条文の整理及び一般職給料表の切りかえに伴う給料月額の経過措置の終期を規定するため、本条例を定めるものです。

議案第4号遠軽町国民健康保険条例の一部改正については、国民健康保険法の一部改正に伴い、都道府県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体となることによる葬祭費の改定及び所要の規定の整備を図るため、本条例を定めるものです。

議案第5号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正については、国民健康保険法の一部改正に伴い、都道府県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体となることによる国民健康保険事業費納付金の納付に充てるための国民健康保険税の税率等を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第6号遠軽町介護保険条例の一部改正については、第7期介護保険事業計画の策定に伴う保険料の改定及び所要の規定の整備を図るため、本条例を定めるものです。

議案第7号遠軽町まちづくり自治基本条例の一部改正については、関係法令等との整合

性を図るため、本条例を定めるものです。

議案第8号遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正については、介護保険法の一部改正に伴い、町が指定する居宅介護支援事業の申請者の資格の規定及び所要の規定の整備を図るため、本条例を定めるものです。

議案第9号遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、町が指定する地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を改正するため、本条例を定めるものです。

議案第10号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第11号遠軽町個人情報保護条例の一部改正については、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取り扱いの規定及び所要の規定の整備を図るため、本条例を定めるものです。

議案第12号平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）の主なものについて、御説明いたします。

歳入については、町民税は譲渡所得等により補正するほか、国庫支出金、道支出金、繰入金、町債等について事務事業の確定等により精査し、補正するものです。

寄附金については、寄附者の御意思に沿いまして、それぞれ目的の基金に積み立てるものです。

歳出については、燃料費価格の高騰による需用費、障害福祉サービス等報酬の改定による障害者総合支援事業扶助費、利用児童数の増加による子ども・子育て支援事業補助金、国の補正予算による安国地区道営土地改良事業負担金及び道営草地整備事業負担金、新規貸し付けの増加等による町融資利子及び保証料補助金、商工業振興補助金、企業振興促進補助金等に要する経費を計上するとともに、事務事業の執行精査等により補正するものです。

議案第13号平成29年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、一般被保険者高額療養費の増額により補正するものです。

議案第14号遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、後期高齢者医療広域連合納付金の執行精査により補正するものです。

議案第15号平成29年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、介護サービス等給付費、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費等を精査し、補正するものです。

議案第16号平成29年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）については、事務事業の執行精査により補正するものです。

議案第17号平成29年度遠軽町水道事業会計補正予算（第3号）については、事務事業の執行精査により補正するものです。

議案第18号平成29年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）については、事務事業の執行精査により補正するものです。

以上が、本議会に提案いたしました議案の大要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げまして、平成30年度施政執行方針及び提出案件要旨の説明といたします。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） －登壇－

平成30年度遠軽町教育行政の基本的な考え方を申し上げ、町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

初めに、昨年11月から本町教育委員会は国の教育改革に基づき、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長による教育委員会制度に移行いたしましたが、これまで同様、町とともに教育行政の執行に当たってまいります。

それでは、学校教育について申し上げます。

永遠に輝く遠軽町で、互いに学びあう児童生徒が自他の可能性を認め合い、夢と志を持ち、よりよい人生、よりよい社会をつくることのできる「生きる力」を育成することは学校教育の重要な役割です。

本町においては、小学校と中学校が緊密に連携し、連続性や円滑化などを図り、さらに連携を幼保、高校へと広げ、それとともに学校・家庭・地域社会での教育に携わる全ての関係者が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し展開してきているところです。

教育委員会といましましては、その連携をもとにして、知育・德育・体育のバランスのとれた子どもの育成と、その基盤となる教育環境づくりに努めてまいります。とりわけ、次期学習指導要領の完全実施に向け、主体的・対話的で深い学びの実現に努めてまいります。

まず、知育につきましては、確かな学力の伸長の第一として、児童・生徒の発達段階や特性、全国学力・学習状況調査などを踏まえ、創意ある教育活動を展開する中で、生きて働く知識・技能の習得に努めてまいります。

第二には、習得した知識・技能を活用して、生き方の基盤となる言語活動の充実を図り、思考力・判断力・表現力等の育成を図ってまいります。

第三には、小・中学校の連続性や家庭・地域社会の役割を強化し、学校、家庭、地域社会の三者が広く児童・生徒の学習にかかわりながら教育環境を整え、未来に誇れる文化や自然遺産、人材などの教育資源を活用し、学びの質を高め、学びに向かう力、人間性等を育成してまいります。

次に、德育につきましては、児童・生徒の豊かな心を育てるために、基盤となる道徳教

育を充実し、命の尊重、善悪の判断、人を思いやる心情や自然と大地の恵みに感謝する心など、多様な体験活動を通して培ってまいります。また、読書活動や音楽活動などを充実し、さらには地域社会と連携を図りながら、一人ひとりの豊かな感性を育んでまいります。

体育につきましては、児童・生徒の健やかな体を育てるために、望ましい生活習慣の改善を図るとともに、全国調査の結果を踏まえ、社会教育との連携を密にし、運動習慣の定着を図り、体力・運動能力の向上に努めてまいります。

続きまして、学校教育の重点事項について申し上げます。

推進に当たっては、小学校では基本的生活習慣と豊かな経験を、中学校ではたくましい心身とコミュニケーション能力を、高等学校では一人ひとりが自分の将来を見据えた上で必要な力を育てていただきたいと思っています。

1点目に、安全教育につきましては、児童・生徒の生命を守ることを最優先に、組織的な取り組みを強化いたします。

2点目に、生徒指導につきましては、いじめや不登校の未然防止と早期解消、ネットトラブルへの対応、情報活用能力の育成、薬物乱用や性の問題行動などについて、家庭・地域・関係機関等との連携・協力を密にし、開かれた生徒指導体制の充実に努めてまいります。

3点目に、特別支援教育につきましては、引き続き、特別支援教育支援員を小・中学校に配置し、共生社会の形成に向けて、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた、適切な指導や必要な支援に努めてまいります。

4点目に、食育につきましては、家庭・地域社会と連携し、児童・生徒に食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけさせるとともに、地産地消を推進し、安全・安心な学校給食の提供に努めてまいります。

5点目に、信頼される学校について申し上げます。地域に開かれ信頼される学校を実現するためには、校長のリーダーシップのもと、組織的で機動的な学校運営の推進が重要です。引き続き教育専門相談員、不登校児童生徒指導員を配置し、きめ細かな相談や対応に当たるとともに、学校評価や学校評議員制度を生かし、保護者や地域住民の意見や願いが反映できる糸を深める学校づくりを進め、町民の負託に応えるよう努めてまいります。

また、学校教育の要となる授業の質の向上を図るため、校内研修の充実と各種研修会への参加により、教職員の豊かな人間性や社会性を高め、服務規律や法令遵守の徹底に努めてまいります。

次に、学校教育の主要事業について申し上げます。

小・中学校につきましては、特別に支援を必要とする児童・生徒に対し、適切できめ細かな教育的支援を行うための特別支援教育支援員について、必要に応じて複数配置ができるよう1人を増員し、特別支援教育のさらなる充実を図ってまいります。

また、就学援助費につきましては、昨年度に引き続き、給与対象経費区分を拡大し、認

定児童・生徒の保護者に対して援助してまいります。

遠距離通学をする児童・生徒の通学の利便を図るため、スクールバスを運行するとともに、通学実態に合わせた経費の助成を行い、保護者の負担軽減を図ってまいります。

また、スキー授業に係るリフト代につきましては、今年度も引き続き保護者の負担をなくし、全額を町で負担してまいります。

中学校を核とした授業や生涯学習事業など、コミュニケーション能力の向上と国際理解教育の推進を図るとともに、小学校における外国語活動についても、言語や文化に対しての理解を深めるため、引き続き、英語指導助手3人を配置し、積極的な活用を図ってまいります。

小・中学校の学習環境の整備としましては、3年計画の3年目として児童・生徒用の机、椅子の更新をしてまいります。また、各中学校の普通教室で、授業にICTを活用することでわかる授業を実践し、確かな学力の育成、定着を図るため、大型テレビ、専用テレビ台及び実物投影機を購入し、授業の有用性を図ってまいります。

遠軽高等学校に通う生徒の進学・就職支援のための講座等に対し助成を行い、また学級数維持・生徒確保を支援するための経費の助成を行い、魅力ある高等学校づくりを支援するとともに、町内外の子どもたちの遠軽高等学校への進学を促してまいります。

小・中学校の施設整備につきましては、丸瀬布小学校耐震改修工事、東小学校ことばの教室改修工事、生田原中学校放送設備更新工事を実施し、小・中学校の環境整備充実に努めてまいります。

学校給食につきましては、安全・安心な給食の提供のため、施設の改善や老朽化した備品の更新を初め、日ごろの施設設備の衛生管理と調理関係職員の健康管理を徹底し、食中毒防止や食物アレルギー対応など安全対策を進め、学校給食の適切な提供に努めてまいります。また、南小学校給食室空調設備改修工事を実施し、施設の環境整備充実に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育では、生涯学習のより一層の振興を図るため、町民一人ひとりが個性や地域特性を生かしながら自主的・主体的に学習活動に取り組むことができる学習環境の整備と、その学習成果が適切に評価され、かつその成果を協働による地域づくりの実践に結びつけることが求められています。

そのために、生涯各期の学習機会の充実により、町民一人ひとりが生涯にわたって、いつでも、どこでも、だれでも自由に学習機会を選択して学ぶことができる学習環境づくりと、学習情報の提供や学習相談体制の充実など、さまざまな学習活動の奨励や具体的な支援を進めてまいります。

社会教育の重点項目につきましては、近年、特に家庭環境の多様化や地域社会の変化により家庭教育が困難な社会となっている状況から、家庭の教育力向上を図るために、家庭教育に関する支援体制の確立に努めるとともに、児童・生徒の学校外における各種学習・体

験活動の充実を図るため、学校や地域、関係団体との連携・協力を強化し、社会全体で子どもたちの活動を支援する取り組みの推進に努めてまいります。

次に、社会体育について申し上げます。

スポーツ基本法においては、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的施策として、基礎的条件の整備、地域スポーツの推進、競技スポーツの推進が定められており、多様なスポーツ機会の確保のための環境整備などが求められています。

これまでも社会体育では、スポーツを通して地域住民同士の交流を促進することにより、地域の連帯感や一体感の醸成を図り、地域社会の活性化に寄与することが求められてきました。

また、青少年のスポーツ活動を奨励し、青少年の豊かな心と健やかな身体の育成や自己責任・思いやり・コミュニケーション能力の育成に努めるとともに、町民の健康づくりの増進にも努める必要があります。

さらに、スポーツの生活化を目指し、それぞれのライフステージや技能に合ったスポーツやレクリエーション活動に親しめるよう各種事業を推進するとともに、技能の向上や参加意欲の高揚を図っていくことも重要です。

そのため、町民の生涯スポーツへの意識の高揚を図るとともに、町民がいつでも、どこでも、だれでも自由に、そして自主的・主体的に地域スポーツ活動に親しむことができるよう、積極的に支援してまいります。

社会教育及び社会体育の推進に当たっては、第3次遠軽町社会教育中期計画に基づき、個人や団体などの多様な学習活動に対する奨励・援助を行うとともに、生涯各期の課題に応じた学習機会を提供するなど、生涯学習社会の実現に向けて努力してまいります。

次に、社会教育の主要事業について申し上げます。

未来を担う子どもたちの健全育成を図るため、家庭・学校・地域との連携のもと、地域の特性を生かした各種事業を引き続き推進するとともに、芸術や文化に触れる機会や発表、交流の場などの提供に努めてまいります。あわせて、家庭の教育力の向上を図るために、保護者に対する学習機会の提供や子育て資料による情報提供の充実など、家庭教育の支援を行ってまいります。

また、町民の生涯学習活動を支援するために、高齢者大学や生涯学習講座などの各種学習機会や学習情報の提供、有志指導者の育成に努めるとともに、引き続き社会教育関係団体の活動に対し、支援を行ってまいります。

さらに、文化財につきましては、遠軽町埋蔵文化財センターを中心に、ジオパーク活動とも連携した事業の展開や郷土館特別展の実施など、文化財の保護と普及に努めてまいります。

施設整備につきましては、宿泊研修施設キララン清里和室床等改修工事、遠軽町郷土館下水道接続工事などを実施し、施設の整備充実に努めてまいります。

4図書館・室につきましては、遠軽地域の図書館を中心に、各図書館・室間の連携を図

り、蔵書資料の充実と読書の普及を促進するとともに、生涯学習活動を支援する拠点施設としての機能向上に努め、町民に親しまれる図書館・室として運営してまいります。

また、丸瀬布生涯学習館外壁改修工事を昨年度に引き続き実施し、施設の適切な維持と整備充実に努めてまいります。

次に、社会体育の主要事業について申し上げます。

町民の健康増進や体力づくりを推進するため、各種スポーツ教室・大会などを開催してまいります。

また、社会体育施設の有効活用と地域の活性化や交流人口の拡大を図るため、関係団体との連携・協力のもと、各種大会や合宿などの誘致活動を積極的に推進してまいります。

遠軽地域の社会体育施設につきましては、遠軽町体育協会が指定管理者として管理運営を行っており、休館日・開館時間の見直しや自主事業の実施など、町民のニーズに応えた各種事業を展開し、利用者本位の施設運営を進めていることから、今後も連携を図りながら町民サービスの向上に努めてまいります。

また、えんがるロックバーレースキー場を町営化し、指定管理者による管理運営を行っているところであり、今後とも冬期間の体育授業やスポーツの場として、管理運営に努めてまいります。

施設整備等につきましては、瀬戸瀬パークゴルフ場拡張工事、生田原スポーツセンター地下タンク改修工事、総合体育館用移動式バスケットゴール購入などを実施し、施設の適切な維持と整備充実に努めてまいります。

以上、遠軽町教育行政推進の基本的な考え方について申し上げましたが、教育委員会といたしましては、その使命と責任の重さを自覚するとともに、教育基本法の精神を踏まえつつ、時代の変化に迅速に対応しながら、遠軽町教育目標の実現に向け、学校教育並びに社会教育の充実に努めてまいります。

町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、平成30年度教育行政執行の方針といたします。

○議長（前田篤秀君） 11時30分まで、暫時休憩します。

午前11時14分 休憩

---

午前11時31分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎日程第4 諒問第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 諒問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 諸問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

人権擁護委員、岩田ふじ子氏、中村修一氏、山本美栄子氏及び工藤敏広氏が平成30年6月30日をもって任期満了となるため、次の4名の方を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所、遠軽町西町3丁目5番地110。氏名、岩田ふじ子氏。生年月日、昭和32年1月1日。

住所、遠軽町大通北6丁目4番地55。氏名、中村修一氏。生年月日、昭和26年8月14日。

住所、遠軽町丸瀬布西町3番地7。氏名、山本美栄子氏。生年月日、昭和30年12月20日。

住所、遠軽町丸瀬布水谷町68番地65。氏名、工藤敏広氏。生年月日、昭和27年6月27日であります。

以上、4名の方は人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でありますので、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、次のページ以降の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これより、諸問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

## ◎日程第5 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰することについて議会の議決を求めるものであります。

1、遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当いたします社会功労といたしまして、社会福

祉協議会運営資金としまして50万円の御寄附をいただきました神奈川県横浜市港北区下田町1丁目19番8号、吉田比呂樹様。

森林公園いこいの森鉄道車両維持資金としまして300万円の御寄附をいただきました東京都渋谷区神宮前5丁目38番10号、井門義博様。

堆雪場としまして、遠軽町丸瀬布西町の土地3筆、計927.68平方メートルの御寄附をいただきました遠軽町丸瀬布西町53番地、矢久保正信様であります。

2、遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当いたします社会功労といたしまして、人材育成資金としまして1,000万円の御寄附をいただきました遠軽町丸瀬布東町98番地、株式会社管野組様であります。

以上、3件の個人、1件の法人につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしましたく、提案するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6 議案第2号及び 日程第7 議案第8号

○議長（前田篤秀君） 日程第6 議案第2号遠軽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第7 議案第8号遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正について、以上2件は関連がありますので一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） 議案第2号遠軽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

本条例につきましては、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、町が指定する居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を規定するため制定するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例。

このたび制定する条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の施行による介護保険法（平成9年法律第123号）が、平成26年6月25日に改正され、平成30年4月1日から居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村に移譲されることに伴い、本条例を制定するものです。

本条例は第1章から第5章までの33条の構成となっております。

第1章総則につきましては3条の構成で、第1条は趣旨に関する規定でありまして、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準を定めるものです。

第2条は定義に関する規定でありまして、条例で使用する用語について定めるものです。

第3条は、指定居宅介護支援事業及び指定居宅介護支援事業者の基本方針について定めるものです。

第2章人員に関する基準につきましては、2条の構成で、第4条は指定に係る事業所の従業員の人数について、第5条は管理者の設置に関して定めるものです。

第3章運営に関する基準につきましては、26条の構成で、第6条は内容及び手続の説明及び同意について、第7条は提供拒否の禁止について、第8条はサービス提供困難時の対応について、第9条は受給資格等の確認について、第10条は要介護認定の申請に係る援助について、第11条は身分を証する書類の携行について、第12条は利用料等の受領について、第13条は保険給付の請求のための証明書の交付について、第14条は指定居宅介護支援の基本取扱方針について、第15条は第1号から第30号に指定居宅介護支援の具体的取扱方針について、第16条は法定代理受領サービスに係る報告について、第17条は利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付について、第18条は利用者に関する市町村への通知について、第19条は管理者の責務について、第20条は運営規程について、第21条は勤務体制の確保について、第22条は設備及び備品等について、第23条は従業者の健康管理について、第24条は重要事項の掲示について、第25条は秘密保持について、第26条は広告について、第27条は居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等について、第28条は苦情処理について、第29条は事故発生時の対応について、第30条は会計の区分について、第31条は記録の整備について定めるものです。

第4章基準該当居宅介護支援に関する基準につきましては、第32条に準用について定めるものです。

第5章補則につきましては、第33条に補則について定めるものです。

附則第1項として、この条例は平成30年4月1日から施行する。ただし、第15条第20号の規定は、平成30年10月1日から施行する。

第2項は、指定居宅介護支援事業所の管理者の設置に伴う経過措置を規定しています。

第3項は、本条例制定に伴い、遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第8号遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明いたします。

本条例につきましては、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、町が指定する居宅介護支援事業の申請者の資格の規定及び所要の規定の整備を図るため、本条例を定めるものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料新旧対照表により御説明いたします。

第1条中「並びに」の次に「第79条第2項第1号」を加え、第3条中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請者に限る。）」を加えるものです。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に第4条指定居宅介護支援事業の申請者の資格として、「法第79条第2項第1号の規定により条例で定める者は、法人である者とする。」を加えるものです。

別紙に戻りまして、附則として、本条例は平成30年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案2件の質疑を行います。

質疑は上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第2号の質疑を行います。

山本議員。

○12番（山本 悟君） この条例にかかわって、遠軽町内には現在どのくらいの事業者があるのか、その数を聞きたいです。

○議長（前田篤秀君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） 現在、遠軽町には、指定居宅介護支援事業者につきましては6事業所がございます。

○議長（前田篤秀君） 山本議員。

○12番（山本 悟君） 6の事業者ということでお伺いしたのですが、今後新規にこの事業を開始しようとしている予定はありますか。

○議長（前田篤秀君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） お答えします。

新たにやりたいと申し出があるところは、今のところございません。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第8号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第8号の質疑を終わります。

以上で、議案2件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第2号遠軽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び議案第8号遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正については、なお審査の必要があると思われますので、民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号及び議案第8号は民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

---

### ◎日程第8 議案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第8 議案第3号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第3号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、御説明いたします。

本案は、55歳以上の特定職員に対する給与の減額措置の終了に伴う条文の整理及び一般職給料表の切替に伴う給料月額の経過措置の終期を規定するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

この条例は、全2条の構成であります。第1条は、55歳以上の特定職員。特定職員とは、一般職給料表において、原則5級以上の職員のことを言いますが、55歳以上の特定職員に対する給与の減額措置の終了に伴いまして、条文の整理をするため、遠軽町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年遠軽町条例第43号）の一部を改正するものであります。

この減額措置につきましては、平成22年12月1日から給与を1.5%減額していたものでありますが、本年3月31日をもって終了することから、関連する条文の整理をするものであります。

第2条は、一般職給料表の切替に伴う給料月額の経過措置の終期を規定するため、遠軽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年遠軽町条例第16号）の一部を改正するものであります。

この経過措置は、平成27年4月1日からの一般職給料表の引き下げ改定に伴い、同年3月31日に受けている給料月額に達しない職員に対し、当分の間その差額を支給するものであります、その終期を本年3月31日までとするものであります。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明をいたしますので、次のページをお開き願います。

第1条関係の新旧対照表であります。

減額措置に係る規定は、附則第14項から第16項までに規定されておりまして、これに係る規定を削除するものであります。

第23条第1項中「及び附則第14項第3号」を削ります。「及び第25条」を「及び第25条第1項」に改めます。これは、支給日の文言があるのが第25条第1項のみでありますので、第1項の文言を追加するものであります。

第23条第4項中「。附則第14項第3号において同じ。」を削ります。

第26条第1項及び第2項第1号中「及び附則第14項第4号」を削ります。

附則第14項から第16項までを削ります。

参考資料の4ページ、第2条関係の新旧対照表であります。

附則第6項は、給料の切替に伴う経過措置に係る規定であります、「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改めます。

別紙に戻っていただきまして、附則として、この条例は平成30年4月1日から施行します。ただし、第2条の規定は公布の日から施行することを規定しています。

以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第9 議案第4号及び日程第10 議案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第9 議案第4号遠軽町国民健康保険条例の一部改正について

て、日程第10 議案第5号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について、以上議案2件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） 議案第4号遠軽町国民健康保険条例の一部改正につきまして御説明いたします。

本案は、国民健康保険法の一部改正に伴い、都道府県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体となることによる葬祭費の改正及び所要の規定の整備を図るため、本条例を定めるものであります。

次のページをごらんいただきます。

遠軽町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

遠軽町国民健康保険条例につきましては、第1条中、見出しも含む「国民健康保険」の次に「の事務」を加えるものです。

第2条中「国民健康保険法」を「遠軽町国民健康保険運営協議会（国民健康保険法）に、「第11条第1項」を「第11条第2項」に、「遠軽町国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）」を「本町の国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。以下「協議会」という。」に改める。

第5条中「2万円」を「3万円」に改める。

別紙にお戻りいただきまして、附則として、第1項施行日は、この条例は平成30年4月1日から施行する。

第2項経過措置としまして、この条例の施行の日前に死亡した被保険者に係る遠軽町国民健康保険条例第5条の規定による葬祭費の額については、なお従前の例による。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

続きまして、議案第5号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、御説明いたします。

本案は、国民健康保険法の一部改正に伴い、都道府県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体となることによる国民健康保険事業費納付金の納付に充てるための国民健康保険税の税率等を改正するため、本条例を定めるものであります。

次のページをごらんいただきます。

遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

参考資料1ページをお開き願います。

第2条課税額第1項は、国民健康保険法の改正によりまして、文言を整理するものであります。現行では、課税額は基礎課税額、後期支援金分、介護納付金分を合算した額を課税額

として示していましたが、改正では基礎課税額、後期支援金分、介護納付金分を各号で示し、この合計額を課税額とすることに改めるものです。

第2項、第3項及び第4項につきましては、第1項を改めたことによる条文の整理並びに「及び資産割額」をそれぞれの号から削るものです。

第3条第1項は、基礎課税額の所得割額を改めるものです。

第4条は、基礎課税額の資産割額の条項を削除するものです。

第5条は、基礎課税額の均等割額を改めるものです。

第5条の2は、法改正による条文の整理及び基礎課税額の平等割額について、世帯区分に応じた額を改めるものです。

第7条は、後期支援金分の資産割額の条項を削除するものです。

第7条の2は、後期支援金分の均等割額を改めるものです。

第7条の3は、後期支援金分の平等割額について、世帯区分に応じた額を改めるものです。

第8条は、介護納付金分の所得割額を改めるものです。

第9条は、介護支援金分の資産割額の条項を削除するものです。

第9条の2は、介護支援金分の均等割額を改めるものです。

第9条の3は、介護支援金分の平等割額について、世帯区分に応じた額を改めるものです。

第23条は、国民健康保険税の減額について定めるものであり、第1号は7割軽減額について、第2号は5割軽減について、第3号は2割軽減について基礎課税額、後期支援金分、介護納付金分に係る均等割額及び平等割額の世帯区分ごとの減額する額について、それぞれ改めるものです。

別紙にお戻りいただきまして、附則として、第1項施行期日、この条例は平成30年4月1日から施行する。

第2項経過措置としまして、この条例による改正後の国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 昼食のため、1時まで、暫時休憩します。

午前1時56分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、一括上程しました議案2件の質疑を行います。

質疑は上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第4号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号の質疑を行います。

岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 5号に関して、常任委員会に提示された資料をもとにしてちょっと質問したいと思いますが、昨年度はこの国保の会計に一般会計から繰入金が約3億4,000万円ありました。この内訳は、保険基盤安定繰入金が約1億2,000万円、その他一般会計から約2億2,000万円ということでした。ことは、保険基盤安定繰入金が1億4,000万円、その他一般会計から8,500万円となっていて、昨年度より1億3,500万円ほど少なくなっています。

それで、道への納付金の不足分、約3,800万円、これを一般会計から繰り入れれば、国保税の見直しや値上げは必要ないのではないかと。昨年の6割程度、1億3,000万円ほど、その繰り入れができる理由をまず教えていただきたい。

○議長（前田篤秀君） 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

今回、都道府県単位化ということで制度が改正されるに当たりまして、各都道府県で運営方針というのを策定しております。北海道もこれに基づいて運営方針を定めている中で、法定外繰入金、これを行わないというようなことを掲げて運営方針を策定しております。これに基づきまして、遠軽町におきましても保険料の見直しを行ったところでございます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 結構保険料の決定権、法定外繰り入れの判断は誰がするのかという問題だと思うのですが、今運営方針で繰り入れは行わないということだという説明でしたけれども、この件については2015年、3年前ですが、4月16日の国会での答弁では、公費繰り入れは自治体で御判断いただくという答弁があります。また、道議会でも2017年2月23日の保健福祉委員会で、法定外繰り入れは市町村の判断で行われるものと答弁をしています。さらに、12月16日の道労連、道政連、社保協と道の国保課との交渉では、繰り入れは市町村の判断、ペナルティーはないと回答しています。道から、こういう連絡はないのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） ただいまの御質問でございますが、あくまで運営方針に基づきましてやっております。これにおきましては、法定外繰入金を原則、今は赤字の補填を行わないで運営するというのを掲げてございますので、これに基づいて試算したものです。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 3回目で、これで終わります。

そうすると、道は言っていることとやっていることが違うということになるのですよね。国保の都道府県単位化は、市町村の国保運営が大変で、都道府県単位で運営しないともたないということになっていますけれども、最大の目的は国の医療費負担を減らすことがあります。市町村国保の運営が厳しくなったのは、国が負担を減らしてきたためであって、1984年には50%あった国の負担が、今では25%に半減しているからです。国が負担を減らすので加入者の保険料がふえていく。自治体も一般会計からの繰り入れをふやさざるを得なくなっています。

町民の中にも、国保料が高い、何とかしてほしいという声があります。保険料の決定は、今言ったように国も道も認めているように、町の判断でできることです。道からのペナルティーもないし、各団体に発言をしています。現実に、札幌市や洞爺湖町、帯広市では法定外繰り入れは可能とか、保険料の激変には繰り入れも必要、あるいは国保加入者の所得状況が低くて、現行制度を維持し、最悪の場合には基準外繰り入れを行うというふうに答弁をしています。

遠軽町の国保加入者の所得別構成を見ると、所得ゼロ円が55%、所得120万円以下が85%にもなっています。道への納付金の3,800万円は一般会計に極端に影響を与えるものとは思えません。町民の直接的な負担をこれ以上ふやさないようにすべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

できるだけ起債に当たりましては、当然町民の負担を極力抑える、抑えなければならぬということを前提に試算したところでもあります。また、所得層階層が低いのも今、議員がおっしゃられたとおり承知しております、そういう中で試算をしておりました。

ただ、遠軽町の保険税、税率、保険料、保険金額、これにつきましては、管内においてはほぼ一番低い状況であったり、また全道においてもかなり低い位置にいるところでございます。そういう中で、今後北海道全体で運営していく中で、その運営方針に基づき、また町のほうの国保運営を支えていく上でも、これに対しては見直しをかけなければならないという判断から、今回見直しをかけたところでございますので御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第5号の質疑を終わります。

以上で、議案2件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案2件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第4号遠軽町国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第5号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 議長。起立採決を求めます。

○議長（前田篤秀君） 異議ありますので、本案は起立によって採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田篤秀君） 起立多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第11 議案第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第11 議案第6号遠軽町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） 議案第6号遠軽町介護保険条例の一部改正について、御説明いたします。

本条例につきましては、第7期介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）の策定に伴い、保険料の改定及び所要の規定の整備を図るため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町介護保険条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料新旧対照表により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第2条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、同項第1号中「2万2,200円」を「2万7,000円」に、同項第2号中「2万7,500円」を「3万3,400円」に、同項第3号中「3万3,300円」を「4万500円」に、同項第4号中「3万9,900円」を「4万8,600円」に、同項第5号中「4万4,400円」を「5万4,000円」に、同項第6号中「5万3,200円」を「6万4,800円」に、同項第7号中「5万7,700円」を「7万200円」に、同項

第8号中「6万6,600円」を「8万1,000円」に、同項第9号中「7万5,400円」を「9万1,800円」に、同条第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「1万9,900円」を「2万4,300円」に改めるものです。

第16条は、罰則規定を第2号被保険者も含めた被保険者とするため、「第1号被保険者」を「被保険者」に改めるものです。

別紙に戻りまして、附則第1項施行期日につきましては、本条例は平成30年4月1日から施行する。附則第2項保険料率の改定に伴う経過措置につきましては、この条例による改正後の遠軽町介護保険条例第2条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例によるものとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） この件についても委員会での資料で伺いますけれども、介護保険料の月額3,700円から4,500円に800円、21.6%もの値上げというのは、高齢者にとっては大変な問題だというふうに思います。

そこで2点。準備基金1億円以上残す理由は何か。準備基金は1億5,774万円あります。そのうち、今回4,180万円を取り崩すということになっていますが、1億1,000万円ほど準備基金を残す理由は何なのか。

また、これまでにこの大きな準備基金を支出しなければならない緊急の事態というのがあったのか。あるいは、どんなことが予想されるのか。これが1点。

2点目は、この準備基金はどのように積み立てられたものなのか。簡単に言えば原資は何かということなのですが、以上2点。

○議長（前田篤秀君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） お答えいたします。

まず、準備基金の取り崩しについてでございますけれども、介護保険の制度上、計画期間中に給付費の予算が不足した場合には、一般会計から繰り入れをすることができないことがあります。

そのために、給付費が不足した場合につきましては、この基金を取り崩して使うことになっております。準備基金を取り崩して対応することが、それでもできなくなった場合は、国からの借り入れで行うことになっておりますので、それを回避するために1億円程度の支払い準備をしておきたいということでございます。

準備基金の財源につきましては、被保険者の保険料を財源としております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 今、答弁があつたように町民から集めた保険料、これを積み立てたものだということですので、この月額800円の値上げというのは、やはりかなり大きい影響があると思うのです。これこそ介護の人たちにとっては、高齢者にとっては、大きな影響がある問題だというふうに思います。

できるだけ、この負担をなくすということを考えるべきではないかなというふうに思いますけれども、この保険料でできた基金ですから、それを被保険者のために使うということは、今使ったほうがいいのではないかというふうに思うのです。給付費が急激にふえた場合のための予備に取っておくということだったのですが、そういうことが今まであつたのでしょうかね。これまで余りなかったのではないかと思うのですがいかがですか。

○議長（前田篤秀君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） お答えいたします。

準備基金につきましては、今まで取り崩して給付のほうに充てております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） ちょっと聞こえなかつたので。

○議長（前田篤秀君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） 準備基金につきましては、過去において給付費のほうに取り崩して回しております。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） いずれにしても、保険料基準額が現行3,700円から一気に800円21.6%増の4,500円というふうな保険料の値上げは納得がいかないです。

今、高齢者の生活は非常に厳しくなっています。灯油や野菜の高騰、それから年金の引き下げなどで深刻さを増しています。これまで介護保険加入者が払った保険料を積み立ててきた基金を使って、保険料の値上げはできるだけ抑えることが私は必要だろうと思います。

介護保険は今、国家的詐欺になるのではないかということを言う人もおりますけれども、保険料が年金から天引きされて、自分が介護にかかるときにはさまざまな制限があって簡単に介護サービスを受けることができなくなるのではないかという、介護に関する不安の声もあります。高齢の年金生活者が多い中、保険料に対する不満も多々あります。保険料の大幅な値上げは、住民の福祉の向上を図るべき自治体のあり方に逆行するものではないでしょうか。どうしても必要なら、一般会計から介護基金への繰り入れを行わべきだというふうに思います。

中富良野町とか稚内市、長沼町、北斗市などでは一般会計からの繰り入れによって、保険料の実質引き下げに取り組んできました。遠軽町が高齢者にとって、医療や介護で安心して住むことができる、元気で愛情あふれるまちづくりの実現という町長の方針にも合う

ようにするために、介護保険料の負担をふやすべきではないというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） 遠軽町といたしましては、現在の保険料につきましても全国でも6番目に低い金額となっております。

現在の遠軽町といたしましては、第6期介護保険事業計画の中から、所得の低い方に対しましては第1段階では公費による軽減を図っております。また、第2段階におきましても、遠軽町の調整率を変更いたしまして軽減を図っておりますので、第7期につきましても引き続きこれらの軽減を図って、所得者の対応をしてまいりたいと思いますので御理解をいただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号遠軽町介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 議長。採決をしていただきたい。

○議長（前田篤秀君） 異議ありますので、本案は起立によって採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田篤秀君） 起立多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第12 議案第7号

○議長（前田篤秀君） 日程第12 議案第7号遠軽町まちづくり自治基本条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） 議案第7号遠軽町まちづくり自治基本条例の一部改正について、御説明いたします。

本条例の一部改正につきましては、関係法令等との整合性を図るため、本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。

次のページ、別紙の遠軽町まちづくり自治基本条例の一部を改正する条例につきましては、さらにおめくりいただきまして参考資料の新旧対照表にて御説明いたします。

遠軽町まちづくり自治基本条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「町民は」の次に「、法令等に定めるところにより」を加えるもので

す。

今回的一部改正につきましては、本年度開催しました遠軽町まちづくり自治基本条例推進委員会から具申された意見に基づきまして、本条例第2条第1号において、町民の意義を「町内に在住する個人、または町内で働き、もしくは学ぶ人をいう」としていることから、第8条第2項の町民の権利の条文に疑義が生じないよう正確性を期すため改正するものであります。

前のページ、別紙にお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号遠軽町まちづくり自治基本条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 議案第9号

○議長（前田篤秀君） 日程第13 議案第9号遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） 議案第9号遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改定について、御説明いたします。

本条例につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）等の一部改定に伴い、町が指定する地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を改正するため、本条例を定めるものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料新旧対照表により御説明いたします。

参考資料、遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表。

第1条関係、本条例は国の定める同じ名称の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正に沿いまして、本条例を定めるものです。

主な改正内容につきましては、1点目として改正後の第5節、共生型地域密着型サービスに関する基準の規定の追加であります。この基準は、共生型地域密着型通所介護の事業を行う指定生活介護事業者等の事業に関して、満たすべき基準を定めるものであり、改正後の4ページ、第59条の20の2に規定するものです。あわせて、共生型地域密着型通所介護の事業の準用について5ページ、第59条の20の3に規定するものです。

2点目は、新たな介護施設として、介護医療院が創設されることに伴い、改正後の2ページ、第6条第5項第12号等に介護医療院に関する規定を追加するものです。

3点目は、各種介護サービス事業の基準等の改正に伴い、7ページ、第65条、10ページ、第117条等を修正するものです。

4点目は、法改正に伴い、文言の修正を行うものです。

次に、21ページ、遠軽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条関係）をごらんください。

本条例は、国の定める同じ名称の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正に沿いまして、本条例を定めるものです。

主な改正内容につきましては、1点目として介護医療院が創設されることに伴い、改正後の第5条第1項等に介護医療院に関する規定を追加するものです。

2点目は、各種介護サービス事業の基準等の改正に伴い、第9条、23ページ、第78条等を修正するものです。

3点目は、法改正に伴い、文言の修正を行うものです。

次に、25ページ、遠軽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表（第3条関係）をごらんください。

本条例は、国の定める同じ名称の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正に沿いまして、本条例を定めるものです。

主な改正内容につきましては、1点目として各種介護サービス事業の基準等の改正に伴い、第5条、26ページ、第31条等を修正するものです。

2点目は、法改正に伴い、文言の修正を行うものです。

別紙に戻りまして、附則として、本条例は平成30年4月1日から施行する。  
以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。  
これより、議案第9号遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 議案第10号

○議長（前田篤秀君） 日程第14 議案第10号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。  
提出者の説明を求めます。

小谷子育て支援課長。  
○子育て支援課長（小谷英充君） 議案第10号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明いたします。

本案につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部改正に伴い、引用条項を整理するため、本条例を改正するものです。

別紙をお開き願います。  
遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。  
改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、次のページ参考資料をお開き願います。

遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。  
第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。  
別紙に戻りまして、附則として、この条例は平成30年4月1日から施行する。

以上で議案第10号の説明を終わります。  
○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)  
○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第10号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第15 議案第11号

○議長（前田篤秀君） 日程第15 議案第11号遠軽町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第11号遠軽町個人情報保護条例の一部改正について、御説明いたします。

本案につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取り扱いの規定及び所要の規定の整備を図るため、本条例を定めるものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

本条例は法改正に伴い、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報に関する規定の整備などがされたことから、法改正の趣旨に沿った条文の修正等を行うため、条例を改正するものであります。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、新旧対照表をお開き願います。

第2条第1号を個人情報の定義の明確化のため、全部を改めるものであります。第2条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に、第5号として、要配慮個人情報に関する定義を加えるものです。

第2条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に第2号として、個人識別符号に関する定義を加えるものです。

第8条第5項中「思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改めるものです。

第49条から第51条までを削除するものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第11号遠軽町個人情報保護条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第16 議案第12号から日程第22 議案第18号

○議長（前田篤秀君） 日程第16 議案第12号平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）、日程第17 議案第13号平成29年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第18 議案第14号平成29年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第19 議案第15号平成29年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第20 議案第16号平成29年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）、日程第21 議案第17号平成29年度遠軽町水道事業会計補正予算（第3号）、日程第22 議案第18号平成29年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）、以上7件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聰君） 議案第12号平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）について説明いたします。

平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4億3,215万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を156億7,463万5,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

継続費の変更は、「第2表継続費補正」により説明いたします。

繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」により説明いたします。

債務負担行為の変更は、「第4表債務負担行為補正」により説明いたします。

地方債の廃止及び変更は、「第5表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

1款町税につきましては、1項町民税に5億3,577万9,000円を追加、2項固定資産税に955万9,000円を追加、3項軽自動車税を88万5,000円減額、4項たばこ税に259万9,000円を追加、5項入湯税に32万6,000円を追加、6項都市計画税に157万円を追加し、総額を26億4,341万3,000円とするものです。

4 款配当割交付金につきましては、1項配当割交付金を100万円減額し、総額を400万円とするものです。

8 款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金に48万7,000円を追加し、総額を448万7,000円とするものです。

9 款地方特例交付金につきましては、1項地方特例交付金に55万1,000円を追加し、総額を755万1,000円とするものです。

10 款地方交付税につきましては、1項地方交付税を3億6,303万8,000円減額し、総額を66億8,696万2,000円とするものです。

12 款分担金及び負担金につきましては、1項分担金に188万円を追加。2項負担金を797万3,000円減額し、総額を1億1,966万9,000円とするものです。

13 款使用料及び手数料につきましては、1項使用料を80万1,000円減額し、総額を4億2,475万4,000円とするものです。

14 款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金を902万9,000円減額、2項国庫補助金を1億3,008万9,000円減額、3項委託金を239万9,000円減額し、総額を10億2,837万3,000円とするものです。

15 款道支出金につきましては、1項道負担金を1,632万5,000円減額、2項道補助金を48万4,000円減額し、総額を6億4,311万9,000円とするものです。

16 款財産収入につきましては、1項財産運用収入に117万3,000円を追加、2項財産売払収入に38万円を追加し、総額を4,492万8,000円とするものです。

17 款寄附金につきましては、1項寄附金に2,021万6,000円を追加し、総額を3,603万3,000円とするものです。

18 款繰入金につきましては、1項基金繰入金を3億6,906万7,000円減額し、総額を2億4,511万3,000円とするものです。

19 款繰越金につきましては、1項繰越金に1億2,872万9,000円を追加し、総額を2億2,844万2,000円とするものです。

20 款諸収入につきましては、2項町預金利子を5万7,000円減額、5項雑入を42万5,000円減額し、総額を1億9,822万1,000円とするものです。

21 款町債につきましては、1項町債を2億3,383万円減額し、総額を27億9,830万円とするものです。

これにより、歳入合計161億678万8,000円から、4億3,215万3,000円を減額し、総額を156億7,463万5,000円とするものです。

次に歳出について説明いたします。

2 款総務費につきましては、1項総務管理費を3,229万6,000円減額、4項選舉費を1,114万1,000円減額し、総額を30億2,843万1,000円とするもので

す。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に1,934万5,000円を追加、2項児童福祉費を1,997万8,000円減額し、総額を29億4,978万7,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、2項清掃費を6,839万8,000円減額し、総額を20億7,172万1,000円とするものです。

5款労働費につきましては、1項労働諸費を589万8,000円減額し、総額を4,451万8,000円とするものです。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費に1,398万2,000円を追加、2項林業費を432万8,000円減額し、総額を4億2,523万円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費を652万6,000円減額し、総額を7億3,925万円とするものです。

8款土木費につきましては、1項土木管理費に123万6,000円を追加、2項道路橋りょう費を2億1,567万9,000円減額、3項河川費を26万2,000円減額、4項都市計画費を1,897万円減額、5項下水道費を580万円減額、6項住宅費を1,369万9,000円減額し、総額を21億9,164万1,000円とするものです。

9款消防費につきましては、1項消防費を3,438万8,000円減額し、総額を6億8,253万1,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費を674万7,000円減額、2項小学校費を288万5,000円減額、3項中学校費を253万8,000円減額、4項学校給食費を824万1,000円減額し、総額を12億1,225万4,000円とするものです。

11款災害復旧費につきましては、1項災害復旧費を894万2,000円減額し、総額を9,465万8,000円とするものです。

これにより、歳出合計161億678万8,000円から4億3,215万3,000円を減額し、総額を歳入歳出同額の156億7,463万5,000円とするものです。

次に、第2表継続費補正について説明いたします。

継続費につきましては、2款総務費1項総務管理費、(仮称)えんがる町民センター外構工事等実施設計業務委託の総額及び年割額をそれぞれ記載のとおり変更するものです。

次に、第3表繰越明許費補正について説明いたします。

繰越明許費につきましては、6款農林水産業費1項農業費、道営草地整備事業1,500万円、安国地区道営土地改良事業657万9,000円を翌年度に繰り越して使用することができる経費として追加するものです。

次に、第4表債務負担行為補正について説明いたします。

債務負担行為につきましては、中核農業者応援資金利子補給の限度額を764万4,000円に変更するものです。

次に、第5表地方債補正について説明いたします。

地方債につきましては、生田原コミュニティセンター事業を廃止し、道の駅整備事業から臨時財政対策債までの限度額をそれぞれ記載のとおり変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法はそれぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明をいたします。

19ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費、本庁舎管理事業164万9,000円につきましては、燃料価格の高騰、電気料金の値上げ等により燃料費及び光熱水費をそれぞれ追加するものです。財産管理一般経費191万円の減額につきましては、事業費の確定により旧東社名淵小学校等解体工事及び旧いわね福祉ホーム解体工事をそれぞれ減額するものです。公用車管理事業67万2,000円の減額につきましては、車両購入に係る事業費の確定等により備品購入費を減額するものです。

6目企画費、企画一般経費4,489万9,000円の減額につきましては、事業費の確定等により旧遠軽中央病院解体工事監理業務委託料、遠軽道の駅大型車庫建設工事、遠軽道の駅外構整備工事、ロックバーレースキー場倉庫解体工事及び旧遠軽中央病院解体工事をそれぞれ減額、執行見込みにより遠軽高等学校通学者等助成金及び大型免許等資格取得支援事業助成金をそれぞれ減額するものです。地域拠点施設整備事業42万1,000円の減額につきましては、執行見込みにより（仮称）えんがる町民センター外構工事等実施設計業務委託料を減額するものです。

8目交通対策費、交通安全施設整備事業264万4,000円の減額につきましては、事業費の確定により、遠軽地域生活安全灯改修工事、生田原地域生活安全灯改修工事及び白滝地域生活安全灯改修工事をそれぞれ減額するものです。紋別空港利用対策事業83万7,000円の減額につきましては、執行見込みにより紋別空港利用促進助成金を減額するものです。

11目電算管理費、電算システム維持管理事業300万円の減額につきましては、執行見込みにより情報通信線維持工事を減額するものです。

15目基金運営費、基金運営事業2,043万8,000円につきましては、預金利子により財政調整基金積立金11万7,000円を追加、指定寄附金12件、1,153万8,660円、ふるさと納税寄附金372件、867万7,000円及び預金利子によりまちづくり振興基金積立金2,030万8,000円を追加、預金利子により、名寄線代替輸送確保基金積立金1万3,000円を追加するものです。

4項選挙費2目町長及び町議会議員選挙費、町長及び町議会議員選挙一般事務費874万9,000円の減額につきましては、事業費の確定によりそれぞれ減額するものです。

3目衆議院議員選挙費、衆議院議員選挙一般事務費239万2,000円の減額につきましては、事務費の確定によりそれぞれ減額するものです。

3款民生費 1項社会福祉費 2目障害者福祉費、障害者総合支援事業 2,342万9,000円につきましては、湧別町、佐呂間町、遠軽町の3町で共同運営する湧別町に所在する地域活動支援センターの運営費の確定により、地域活動支援センター運営負担金 29万9,000円を追加、執行見込みにより日常生活用具給付事業扶助費、身体障害者補装具扶助費及び障害者自立支援医療扶助費を減額、障害者福祉サービス等報酬改定等により、介護給付費・訓練等給付費を追加するものです。

5目社会福祉施設費、保健福祉総合センター管理事業 84万1,000円につきましては、燃料価格の高騰により燃料費を追加するものです。高齢者センター管理事業 44万9,000円につきましては、燃料価格の高騰により燃料費を追加するものです。高齢者生活福祉施設管理事業 514万5,000円の減額につきましては、事業費の確定により高齢者総合生活福祉センター改修工事を減額するものです。母子通園センター管理事業 22万9,000円の減額につきましては、執行見込みにより日々雇用職員賃金を減額、燃料価格の高騰により燃料費を追加するものです。

2項児童福祉費 1目児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業 1,282万2,000円の減額につきましては、対象児童数の減少により、施設型給付費負担金を減額、利用児童数の増加により、一時預かり事業補助金を追加、国の幼児教育の段階的無償化に伴う対象者の減少により、子ども・子育て支援事業就園補助金を減額するものです。

4目児童館費、児童館運営事業 37万4,000円の減額につきましては、執行見込みにより日々雇用職員賃金を減額、燃料価格の高騰、電気料金の値上げ等により、燃料費及び光熱水費をそれぞれ追加するものです。

5目保育所費、保育所運営事業 678万2,000円の減額につきましては、執行見込みにより嘱託職員報酬及び日々雇用職員賃金を減額、燃料価格の高騰により燃料費を追加、野菜価格の高騰により賄材料費を追加するものです。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費につきましては、財源の振りかえです。

2項清掃費 1目清掃総務費、リサイクル推進事業 385万2,000円の減額につきましては、執行見込みにより遠軽地区広域組合衛生負担金を減額するものです。

2目塵芥処理費、ごみ処理場管理事業 6,127万7,000円の減額につきましては、清掃センターの廃止に伴う執行見込みにより、消耗品費、修繕料、管理業務委託料を減額、ごみ焼却施設の完成に伴う執行見込みにより、遠軽地区広域組合衛生負担金を減額するものです。

3目し尿処理費、し尿処理事業 326万9,000円の減額につきましては、執行見込みにより、遠軽地区広域組合衛生負担金を減額するものです。

5款労働費 1項労働諸費 1目労働諸費、職業能力開発事業 589万8,000円の減額につきましては、事業費の確定により遠紋地域人材開発センター実習棟等改修工事を減額するものです。

6款農林水産業費 1項農業費 3目農業振興費、農業融資利子補給事業 210万4,00

0円の減額につきましては、融資の減少等により中核農業者応援資金利子補給事業補助金を減額するものです。

5目農地費、畠地帶総合整備事業482万6,000円につきましては、事業費の確定及び国の補正予算による事業費の追加配分により、安国地区道営土地改良事業負担金を追加するものです。小規模土地改良事業184万円の減額につきましては、事業費の確定により、野上地区農地保全対策工事及び上白滝地区農地保全対策工事をそれぞれ減額するものです。

6目農業施設費、公共牧場管理事業1,310万円につきましては、事業費の確定及び国の補正予算による事業費の追加配分により、道営草地整備事業負担金を追加するものです。

2項林業費1目林業振興費、町有林整備事業432万8,000円の減額につきましては、道の補助金の配当額による事業の縮小により、造林事業請負費を減額、事業費の確定により、ピアノの森看板設置工事を減額するものです。

7款商工費1項商工費1目商工業振興費、商工業融資利子補給事業288万7,000円につきましては、融資の増加等により町融資利子及び保証料補助金を追加、商店街助成事業58万9,000円につきましては、店舗の新設等に係る新規補助見込みにより、商工業振興補助金を追加、企業振興促進助成事業387万2,000円につきましては、工場等の新設に係る新規補助見込みにより、企業振興促進補助金を追加するものです。

4目観光費、観光協会助成事業350万円の減額につきましては、執行見込みにより、観光協会補助金を減額するものです。

5目観光施設費、森林公園いこいの森管理事業1,037万4,000円の減額につきましては、事業費の確定により、いこいの森整備工事を減額するものです。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、土木総務一般経費123万6,000円につきましては、土地開発基金で保有する日本通運株式会社遠軽支店跡地の貸し付け等により、土地開発基金繰出金を追加するものです。

2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費、道路台帳整備事業46万8,000円の減額につきましては、事業費の確定により道路台帳等補正業務委託料を減額するものです。道路橋りょう総務一般経費80万円の減額につきましては、事業費の確定により町道用地確定測量業務委託料を減額するものです。

2目道路橋りょう維持費、道路橋りょう維持事業1億4,176万5,000円の減額につきましては、事業費の確定により、橋梁長寿命化設計業務委託料から中通排水整備工事までをそれぞれ減額するものです。除雪対策事業1,544万9,000円の減額につきましては、燃料価格の高騰により燃料費を追加、除雪ドーザの購入に係る事業費の確定等により備品購入費を減額するものです。

3目道路橋りょう新設改良費、道路新設改良事業5,719万7,000円の減額につきましては、事業費の確定により40号線踏切仮設道路実施設計業務委託料から用地購入費

までをそれぞれ減額するものです。

3 項河川費 1 項河川総務費、河川維持管理事業 26万2,000円の減額につきましては、事業費の確定によりトーワンナイ川河川維持工事を減額するものです。

4 項都市計画費 1 目都市計画総務費、地籍整備事業 1,800万3,000円の減額につきましては、事業費の確定により地籍調査事業業務委託料及び地籍調査事業永久杭埋設業務委託料をそれぞれ減額するものです。

2 目街路事業費、街路新設改良事業 96万7,000円の減額につきましては、事業費の確定により 3・4・10 南ヶ丘通歩道整備工事、公共施設案内看板改修工事及び 3・4・3 役場通交通バリアフリー歩道整備工事をそれぞれ減額するものです。

5 項下水道費 1 目公共下水道費、下水道事業の推進 580万円の減額につきましては、個別排水処理事業特別会計予算の補正に伴い、個別排水処理事業特別会計繰出金を減額するものです。

6 項住宅費 1 目住宅管理費、町営住宅維持管理事業 247万7,000円の減額につきましては、事業費の確定により町営住宅火災警報器更新工事を減額するものです。定住促進住宅管理事業 25万6,000円の減額につきましては、事業費の確定により南区定住促進住宅屋根等塗装工事を減額するものです。

2 目住宅建設費、町営住宅建設事業 1,096万6,000円の減額につきましては、事業費の確定により日進団地公営住宅設計業務委託料から生野団地公営住宅解体工事までをそれぞれ減額するものです。

9 款消防費 1 項消防費 1 目消防費、消防事業 3,438万8,000円の減額につきましては、執行見込みにより、遠軽地区広域組合消防負担金を減額するものです。

10 款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費、教育委員会事務局一般経費 112万7,000円の減額につきましては、執行見込みにより、費用弁償及び普通旅費を減額、公用車の購入に係る事業費の確定等により、備品購入費を減額するものです。教職員住宅整備事業 37万1,000円の減額につきましては、事業費の確定により教職員住宅屋根塗装工事を減額するものです。

3 目教育振興費、教育振興一般経費 272万7,000円の減額につきましては、教職員用パソコン及び小学校用大型テレビ等の購入に係る事業費の確定等により、備品購入費を減額するものです。英語指導助手招致事業 40万円の減額につきましては、執行見込みにより、費用弁償を減額するものです。スクールバス運行事業 212万2,000円の減額につきましては、執行見込みにより、スクールバス等運転業務委託料を減額するものです。

2 項小学校費 1 目学校管理費、小学校管理一般経費 141万3,000円につきましては、電気料金の値上がりにより光熱水費を追加するものです。

2 目教育振興費、小学校特別支援教育支援員配置事業 117万5,000円の減額につきましては、執行見込みにより、日々雇用職員賃金及び費用弁償を減額するものです。要

保護・準要保護児童援助事業 108万8,000円の減額につきましては、執行見込みにより、就学援助費を減額するものです。小学校特別支援教育就学奨励事業 43万4,000円の減額につきましては、執行見込みにより、就学援助費を減額するものです。

3目学校建設費、小学校建設事業 160万1,000円の減額につきましては、事業費の確定により丸瀬布小学校耐震改修工事調査設計業務委託料及び生田原小学校ほか5校グラウンド整備工事を減額するものです。

3項中学校費 1目学校管理費、中学校管理一般経費 152万7,000円につきましては、電気料金の値上がりにより光熱水費を追加するものです。

2目教育振興費、中学校特別支援教育支援員配置事業 71万円の減額につきましては、執行見込みにより、日々雇用職員賃金及び費用弁償を減額するものです。要保護・準要保護生徒援助事業 163万8,000円の減額につきましては、執行見込みにより、就学援助費を減額するものです。中学校特別支援教育就学奨励事業 14万9,000円につきましては、対象生徒の増加により、就学援助費を追加するものです。

3目学校建設費、中学校建設事業 186万6,000円の減額につきましては、事業費の確定により生田原中学校ほか5校グラウンド整備工事から丸瀬布中学校トイレ改修工事までをそれぞれ減額するものです。

4項学校給食費 1目小中学校給食費、学校給食施設管理事業 824万1,000円の減額につきましては、事業費の確定により南中学校給食室空調設備設置工事及び生田原学校給食センター空調設備設置工事を減額するものです。

6項保健体育費 1目保健体育総務費につきましては、財源の振りかえです。

11款災害復旧費 1項災害復旧費 1目災害復旧費、災害復旧事業 894万2,000円の減額につきましては、事業費の確定により、いこいの森災害復旧工事及び砂金沢川災害復旧工事を減額するものです。

次に、歳入について説明いたします。

11ページをお開き願います。

1款町税 1項町民税 1目個人町民税 5億2,868万1,000円につきましては、現年課税分及び滞納繰越分の追加です。

2目法人町民税 709万8,000円につきましては、現年課税分及び滞納繰越分の追加です。

2項固定資産税 1目固定資産税 955万9,000円につきましては、現年課税分及び滞納繰越分の追加です。

3項軽自動車税 1目軽自動車税 88万5,000円の減額につきましては、現年課税分及び滞納繰越分の減額です。

4項たばこ税 1目町たばこ税 259万9,000円につきましては、現年課税分の追加です。

5項入湯税 1目入湯税 32万6,000円につきましては、現年課税分の追加です。

6 項都市計画税 1 目都市計画税 1 5 7 万円につきましては、現年課税分及び滞納繰越分の追加です。

4 款配当割交付金 1 項配当割交付金 1 目配当割交付金につきましては、1 0 0 万円の減額です。

8 款国有提供施設等所在市町村助成交付金 1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金 1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、4 8 万 7 , 0 0 0 円の追加です。

9 款地方特例交付金 1 項地方特例交付金 1 目地方特例交付金につきましては、5 5 万 1 , 0 0 0 円の追加です。

1 0 款地方交付税 1 項地方交付税 1 目地方交付税 3 億 6 , 3 0 3 万 8 , 0 0 0 円の減額につきましては、普通交付税の減額です。

1 2 款分担金及び負担金 1 項分担金 1 目農林水産業費分担金 1 8 8 万円につきましては、安国地区道営土地改良事業に係る道営土地改良事業分担金の追加です。

2 項負担金 1 目民生費負担金 3 8 万 1 , 0 0 0 円につきましては、地域活動支援センターさわやかの運営に係る湧別町及び佐呂間町の地域活動支援センター 2 町負担金の追加です。

2 目衛生費負担金 8 3 5 万 4 , 0 0 0 円の減額につきましては、清掃センターの廃止による湧別町及び佐呂間町のごみ焼却施設維持管理費負担金の減額です。

1 3 款使用料及び手数料 1 項使用料 5 目商工使用料 8 0 万 1 , 0 0 0 円の減額につきましては、丸瀬布森林公園いこいの森使用料の減額及び丸瀬布林鉄機関車軌道使用料の追加です。

1 4 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金 9 0 2 万 9 , 0 0 0 円の減額につきましては、障害者総合支援事業に係る給付見込みによる障害者自立支援給付費負担金の追加、障害児入所給付費等負担金及び障害者自立支援医療費負担金の減額、認定こども園及び幼稚園の対象児童の減少による施設型給付費負担金の減額です。

2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金 7 5 0 万 6 , 0 0 0 円につきましては、旧遠軽中央病院解体工事のアスベスト除去に係る住宅・建築物安全ストック形成事業交付金の追加です。

2 目民生費国庫補助金 4 0 万 9 , 0 0 0 円につきましては、利用児童数の増加による一時預かり事業補助金の追加です。

5 目商工費国庫補助金 2 5 0 万円の減額につきましては、遠軽町観光振興協議会補助金に係る地方創生推進交付金の減額です。

6 目土木費国庫補助金 1 億 3 , 5 2 2 万 5 , 0 0 0 円の減額につきましては、対象事業費の確定による橋梁長寿命化補修事業交付金、除雪機械購入費交付金、道路改良事業交付金及び地域住宅交付金の減額です。

7 目教育費国庫補助金 2 7 万 9 , 0 0 0 円の減額につきましては、要保護児童生徒就学

援助費補助金、特別支援教育就学奨励費補助金及びべき地児童生徒援助費等補助金の減額です。

3項委託金1目総務費委託金239万9,000円の減額につきましては、事業費の確定による衆議院議員選挙費委託金の減額です。

15款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金611万3,000円の減額につきましては、障害者総合支援事業に係る給付見込みによる障害者自立支援給付費負担金の追加、障害児入所給付費等負担金及び障害者自立支援医療費負担金の減額、認定こども園及び幼稚園の対象児童数の減少による施設型給付費負担金の減額です。

3目土木費道負担金1,021万2,000円の減額につきましては、事業費の確定による地籍調査事業費負担金の減額です。

2項道補助金2目民生費道補助金40万9,000円につきましては、利用児童数の増加による一時預かり事業補助金の追加です。

3目衛生費道補助金40万円の減額につきましては、遠軽地域医療対策連携会議の事業費に係る地域づくり総合交付金の減額です。

4目農林水産業費道補助金99万3,000円の減額につきましては、野上地区及び上白滝地区農地保全対策工事に係る地域づくり総合交付金の減額、安国地区道営土地改良事業に係る農地整備事業補助金及び農業競争力基盤強化特別対策事業補助金の追加、町有林整備事業に係る森林環境保全整備事業補助金の減額、民有林振興対策事業に係る未来につなぐ森づくり推進事業補助金の追加です。

6目商工費道補助金50万円につきましては、特産品と開発支援事業に係る地域づくり総合交付金の追加です。

16款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入93万円につきましては、町有地貸付料の追加及び教職員住宅貸付料の減額です。

2目利子及び配当金24万3,000円につきましては、基金利子の追加です。

2項財産売払収入2目物品売払収入38万円につきましては、ごみ収集車両6台の売り払いによる物品売払代金の追加です。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金1,153万9,000円につきましては、まちづくり振興資金として5件1,017万5,000円、社会福祉振興資金として3件23万円、教育振興資金として3件110万円、いこいの森災害復旧資金として1件3万3,660円の指定寄附をいただいたものです。

3目ふるさと納税寄附金867万7,000円につきましては、372件のふるさと納税寄附金をいただいたものです。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、3億7,106万7,000円の減額です。

2目まちづくり振興基金繰入金につきましては、200万円の追加です。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金1億2,872万9,000円につきましては、前年

度繰越金の追加です。

20款諸収入2項町預金利子1目町預金利子につきましては、5万7,000円の減額です。

5項雑入6目雑入42万5,000円の減額につきましては、宝くじ交付金の減額、町イチ！村イチ！出展助成金及び公有物件災害共済金の追加です。

21款町債1項町債1目総務債4,860万円の減額につきましては、道の駅整備事業債、生活安全灯整備事業債及び町民センター整備事業債の減額です。

2目民生債520万円の減額につきましては、高齢者生活福祉施設整備事業債の減額です。

3目衛生債1,490万円の減額につきましては、地域医療対策事業債及びごみ焼却施設整備事業債の減額です。

4目労働債570万円の減額につきましては、人材開発センター改修事業債の減額です。

5目農林水産業債1,500万円につきましては、草地整備事業債及び安国地区畠地帶総合整備事業債の追加です。

6目商工債790万円の減額につきましては、生田原コミュニティセンター事業債の減額です。

7目土木債8,300万円の減額につきましては、道路橋りょう事業債、除雪機械整備事業債、道路新設改良事業債及び公営住宅建設事業債の減額、公営住宅改良事業債の追加です。

8目消防債1,190万円の減額につきましては、消防車両整備事業債の減額です。

10目災害復旧債2,320万円の減額につきましては、一般単独災害復旧事業債の減額です。

11目臨時財政対策債につきましては4,843万円の減額です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 2時25分まで暫時休憩します。

午後 2時14分 休憩

---

午後 2時23分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） 議案第13号平成29年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

平成29年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、806万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,802万9,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

3款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金に258万2,000円を追加、2項国庫補助金に72万5,000円を追加し、総額を4億9,295万3,000円とするものです。

6款道支出金につきましては、2項道補助金に72万6,000円を追加し、総額を1億4,975万9,000円とするものです。

10款繰越金につきましては、1項繰越金に403万6,000円を追加し、総額を1,686万8,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計27億996万円に806万9,000円を追加し、総額を27億1,802万9,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款保険給付費につきましては、2項高額療養費に806万9,000円を追加し、総額を16億7,559万9,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計27億996万円に806万9,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の27億1,802万9,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

2款保険給付費2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費806万9,000円は、一般被保険者高額療養費の増加に伴う追加です。

次に、歳入について説明いたします。

戻りまして、6ページをお開き願います。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金258万2,000円は、一般被保険者高額療養費の増加に伴う国庫療養給付費負担金の追加です。

2項国庫補助金1目財政調整交付金72万5,000円は、一般被保険者高額療養費の増加に伴う国普通調整交付金56万4,000円及び国特別調整交付16万1,000円の追加です。

6款道支出金2項道補助金1目財政調整交付金72万6,000円は、一般被保険者高額療養費の増加に伴う北海道普通調整交付金48万4,000円及び北海道特別調整交付金24万2,000円の追加です。

10款繰越金1項繰越金1目繰越金403万6,000円は、前年度繰越金の追加です。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

続きまして、議案第14号平成29年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

平成29年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ167万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,082万5,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

5款繰越金につきましては、1項繰越金に167万1,000円を追加し、総額を167万2,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計3億915万4,000円に167万1,000円を追加し、総額を3億1,082万5,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、1項後期高齢者医療広域連合納付金に167万1,000円を追加し、総額を3億824万3,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計3億915万4,000円に167万1,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の3億1,082万5,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金1目後期高齢者医療広域連合納付金167万1,000円は、後期高齢者医療広域連合事務費負担金を106万1,000円減額、後期高齢者医療広域連合保険料負担金273万2,000円を追加するものです。

次に、歳入について説明いたします。

戻りまして、6ページをお開き願います。

5款繰越金1項繰越金1目繰越金167万1,000円は、前年度繰越金の追加です。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） 議案第15号平成29年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

平成29年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,556万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億9,521万7,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたしま

す。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

5款支払基金交付金につきましては、1項支払基金交付金に3万5,000円を追加し、総額を4億8,815万5,000円とするものです。

9款繰越金につきましては、1項繰越金に3,552万7,000円を追加し、総額を5,208万2,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計18億5,965万5,000円に3,556万2,000円を追加し、総額を18億9,521万7,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款保険給付費につきましては、1項介護サービス等諸費に2,856万2,000円、2項高額介護サービス等費に400万円、3項高額医療合算介護サービス等費に100万円をそれぞれ追加し、総額を17億3,511万2,000円とするものです。

3款地域支援事業につきましては、1項介護予防・生活支援サービス事業費に200万円を追加し、総額を9,734万円とするものです。

これによりまして、歳出合計18億5,965万5,000円に3,556万2,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の18億9,521万7,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

2款保険給付費 1項介護サービス等諸費 1目介護サービス等給付費 2,856万2,000円につきましては、実績見込み精査に伴う追加でありますと、地域密着型介護サービス等給付費を2,243万8,000円減額、施設介護サービス等給付費に5,000万円を追加、居宅介護サービス等計画給付費に100万円の追加であります。

2項高額介護サービス等費 1目高額介護サービス等費 400万円につきましては、実績見込み精査に伴う追加であります。

3項高額医療合算介護サービス等費 1目高額医療合算介護サービス等費 100万円につきましては、実績見込み精査に伴う追加であります。

3款地域支援事業費 1項介護予防・生活支援サービス事業費 1目サービス事業費 200万円につきましては、実績見込み精査に伴う追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

5款支払基金交付金 1項支払基金交付金 2目地域支援事業交付金 3万5,000円につきましては、平成28年度地域支援事業費の実績精査に伴う地域支援事業交付金の過年度分の追加であります。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金3,552万7,000円につきましては、平成28年度介護サービス等給付費の実績精査による前年度繰越金の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） 議案第16号平成29年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

平成29年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,280万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,915万1,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

地方債の補正につきましては、「第2表地方債補正」により説明します。

1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

1款分担金及び負担金につきましては、1項分担金を95万円減額し、総額を55万円とするものです。

2款使用料及び手数料につきましては、2項手数料を1万9,000円減額し、総額を158万9,000円とするものです。

3款繰入金につきましては、1項他会計繰入金を580万円減額し、総額を724万1,000円とするものです。

4款繰越金につきましては、1項繰越金に6万9,000円を追加し、総額を7万円とするものです。

6款町債につきましては、1項町債を5,610万円減額し、総額を2,970万円とするものです。

これによりまして、歳入合計1億195万1,000円から6,280万円を減額し、総額を3,915万1,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款個別排水処理費につきましては、1項個別排水処理費を6,280万円減額し、総額を3,653万4,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計1億195万1,000円から6,280万円を減額し、総額を歳入歳出同額の3,915万1,000円とするものです。

次に、第2表地方債補正について説明いたします。

3ページをお開き願います。

個別排水処理施設整備事業につきましては、事業の執行精査により限度額を8,580万円から2,970万円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

9ページをお開き願います。

1款個別排水処理費1項個別排水処理費1目一般管理費6万9,000円は、財源の振りかえです。

2目個別排水処理施設整備費6,280万円は、執行精査により浄化槽設置工事設計業務委託料480万円、浄化槽設置工事5,800万円をそれぞれ減額するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

戻りまして、7ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金1項分担金1目排水処理費分担金95万円は、事業執行精査による個別排水受益者分担金の減額です。

2款使用料及び手数料2項手数料1目個別排水手数料1万9,000円は、事業執行精査による個別排水検査手数料の減額です。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金580万円は、事業執行精査により一般会計繰入金の減額です。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金6万9,000円は、前年度繰越金の追加です。

6款町債1項町債1目個別排水処理事業債5,610万円は、事業執行精査による起債の減額です。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 落合水道課長。

○水道課長（落合一実君） 議案第17号平成29年度遠軽町水道事業会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

第2条は、平成29年度遠軽町水道事業会計予算第4条本文括弧書中「1億8,615万円」を「2億390万3,000円」に、「1億4,155万円」を「1億5,930万3,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款資本的収入第1項企業債を4,690万円減額、第3項工事負担金を851万4,000円減額し、総額を2億2,780万5,000円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費を3,766万1,000円減額し、総額を4億3,170万8,000円とするものです。

第3条は、予算第5条の企業債の表中、上水道整備事業の限度額「2億4,240万円」を「1億9,550万円」に改めるものです。

次のページをお開き願います。

1ページは実施計画、2ページはキャッシュ・フロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表でありまして、説明は省略させていただきます。

次に5ページ、補正予算明細により御説明いたします。

資本的収入及び支出の収入につきましては、1款資本的収入1項企業債1目企業債4,690万円の減額は、国道333号豊里送水管布設外工事及び水道管布設工事等の執行精査によるものです。

3項工事負担金1目工事負担金851万4,000円の減額は、道道丸瀬布上渚滑線導水管仮設工事の取りやめ及び国道333号豊里送水管布設外工事に係る送水管移設補償金の執行精査によるものです。

なお、道道丸瀬布上渚滑線導水管仮設工事の取りやめにつきましては、北海道が予定していた岩見橋かけかえ工事の中止により、橋りょう移転している導水管の移設を必要としなくなったことによるものです。

支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費1目拡張費24節工事請負費2,510万9,000円の減額は、道道丸瀬布上渚滑線導水管仮設工事の取りやめ及び国道333号豊里送水管布設外工事等の執行精査によるものです。

28節補償金211万円の減額は、水穂水道施設に係る電柱移設補償金の精査によるものです。

2目配水管布設費1,044万2,000円の減額は、水道管布設工事の執行精査によるものです。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

続きまして、議案第18号平成29年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第2条は、平成29年度遠軽町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益を283万円減額し、総額を10億8,005万4,000円とするものです。

支出につきましては、第1款下水道事業費用、第1項営業費用を566万円減額し、総額を9億9,562万円とするものです。

第3条は、予算第4条の本文括弧書中「3億5,339万8,000円」を「3億6,739万1,000円」に、「8,633万8,000円」を「1,130万9,000円、減債積立金8,860万2,000円」に「72万円」を「114万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款資本的収入、第1項企業債を8,340万円減額、第2項国庫補助金を8,997万円減額し、総額を5億7,792万9,000円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費を1億5,937万7,000円減額し、総額を9億4,532万円とするものです。

第4条は、予算第6条の企業債の表中、公共下水道整備事業「3億4,820万円」を「2億6,480万円」に改めるものです。

次のページをお開き願います。

1 ページから 2 ページは実施計画、3 ページはキャッシュ・フロー計算書、4 ページから 5 ページは予定貸借対照表でありまして、説明は省略させていただきます。

次に 6 ページの補正予算明細により説明いたします。

収益的収入及び支出の収入につきましては、1 款下水道事業収益 2 項営業外収益 2 目国庫補助金 2 8 3 万円の減額は、下水道事業交付金の執行精査によるものです。

支出につきましては、1 款下水道事業費用 1 項営業費用 2 目処理場費 5 6 6 万円の減額は、遠軽町公共下水道ストックマネジメント（点検・調査）計画策定業務委託の執行精査によるものです。

7 ページ、資本的収入及び支出の収入につきましては、1 款資本的収入 1 項企業債 1 目企業債 8, 3 4 0 万円の減額は、下水道事業債の執行精査によるものです。

2 項国庫補助金 1 目国庫補助金 8, 9 9 7 万円の減額は、下水道事業交付金の執行精査によるものです。

支出につきましては、1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目管渠整備費 7, 4 0 1 万 7, 0 0 0 円の減額は、公共下水道管渠工事等の執行精査によるものです。

2 目処理場整備費 8, 5 3 6 万円の減額は、遠軽下水処理センターコントロールセンター等更新工事委託の執行精査によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案 7 件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第 12 号平成 29 年度遠軽町一般会計補正予算（第 8 号）の質疑を行います。

質疑は、第 1 表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3、歳出より各款ごとに行います。

2 款総務費、1 9 ページから 2 2 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、3 款民生費、2 3 ページから 2 6 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、4 款衛生費、2 7 ページから 3 0 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、5 款労働費、3 1 ページから 3 2 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、6 款農林水産業費、3 3 ページから 3 6 ページ。

稻場議員。

○2 番（稻場仁子君） 3 6 ページの町有林整備事業の造林事業請負費についてお尋ねいたしました。

400万円減額になっておりまして、当初予算の約4割近い金額なのかなと。先ほどの説明では、道の配分が少なくなったのでという説明だったと思いますけれども、これは最初に道の補助が減ったので町有林の事業ができなかつたのか、それとも町の事業自体が当初予算を組んだときよりも少なくなってしまったために、道からの補助金が減額されたのか、まずそこをちょっと確認させていただきたいのですが。

○議長（前田篤秀君） 広瀬農政林務課長。

○農政林務課長（広瀬淳次君） 町有林整備事業につきましては、当初間伐事業といたしまして26.72ヘクタールの計画をしておりました。

それに対しまして、これは年度途中で道のほうから配分ということで通知が来る中で、財源の確保という意味で面積を縮小せざるを得ないということで、11.40ヘクタール当初より少なく計画を組んで、それで事業を執行いたしております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○2番（稲場仁子君） そうすると、ことし造林を予定していたということは、昨年あたり伐採したのかなと考えていたのですけれども、この造林予定地を伐採したのは本年度ということでおよろしいですか。

○議長（前田篤秀君） 広瀬農政林務課長。

○農政林務課長（広瀬淳次君） 昨年でございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○2番（稲場仁子君） そうすると、本年造林できなかつたところに関しては、新年度以降、間違いなく植林、造林できるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 広瀬農政林務課長。

○農政林務課長（広瀬淳次君） これにつきましては、道のまたこれから予算の配分とかもございますので、そこら辺は検討しながらまた進めていきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、7款商工費、37ページから38ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、8款土木費、39ページから50ページ。

黒坂議員。

○13番（黒坂貴行君） ちょっと1点お聞きしたいのですけれども、道路橋りょう費で長寿命化の工事で執行精査で1億3,000万円ほど減額されておりますけれども、これは工事箇所、記憶では2カ所だったかと思っているのですが、その工事箇所とその各工事の事業費を教えてもらいたいなと思っているのですが。

○議長（前田篤秀君） 金沢建設課長。

○建設課長（金沢一彦君） 工事箇所ですが、生田原5号線中央橋長寿命化工事と共和橋でございます。

金額ですが……。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 2時51分 休憩

---

午後 2時52分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

金沢建設課長。

○建設課長（金沢一彦君） 生田原5号線中央橋ですが、2億5,959万9,600円。東町西芭露間道路共和橋につきましては、2,484万円でございます。

○議長（前田篤秀君） 黒坂議員。

○13番（黒坂貴行君） ちなみに、その中央橋と共和橋の予算の額というのはわかりますか。

○議長（前田篤秀君） 金沢建設課長。

○建設課長（金沢一彦君） 生田原5号線中央橋長寿命化工事につきましては、この事業に関しまして、事業の大部分が広狭桁の……。（発言する者あり）予算ですか。済みませんでした。

○議長（前田篤秀君） 休憩します。

午後 2時53分 休憩

---

午後 2時55分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

金沢建設課長。

○建設課長（金沢一彦君） 申しわけございません。

ただいま金額については、こちらに用意していませんでしたが、生田原5号線中央橋長寿命化の工事につきましては、事業の大部分が広狭桁の塗装に含まれるPCBの処理費になっております。直近の処分単価の見積もりを再聴取したところ、大幅な減額が見込まれましたので、単価にしまして7分の1程度に下がってしまいました。そのために、事業費が下がったということになります。

最終的には、処分料の確定も行いまして、塗膜等の処分確定に伴いまして運搬容器の数量も確定し、最終的な設計変更となったものでございます。

それと、12月定例議会で変更契約の議決をいただいております。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、9款消防費、51ページから52ページ。

- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） なければ、10款教育費、53ページから62ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） なければ、11款災害復旧費、63ページから64ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） なければ、次に2、歳入に入ります。  
1款町税、11ページから12ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） なければ、4款配当割交付金、11ページから12ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） なければ、8款国有提供施設等所在市町村助成交付金、11ページから12ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） なければ、9款地方特例交付金、11ページから12ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） なければ、10款地方交付税、11ページから12ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） なければ、12款分担金及び負担金、11ページから14ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） なければ、13款使用料及び手数料、13ページから14ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） なければ、14款国庫支出金、13ページから14ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） なければ、15款道支出金、13ページから16ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） なければ、16款財産収入、15ページから16ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） なければ、17款寄附金、15ページから16ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） なければ、18款繰入金、15ページから16ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） なければ、19款繰越金、15ページから16ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） なければ、20款諸収入、15ページから16ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 21款町債、15ページから18ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 次に、第2表、継続費補正、4ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 次に、第3表、繰越明許費補正、5ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） なければ、次に第4表、債務負担行為補正、6ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） なければ、第5表、地方債補正、7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号平成29年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款保険給付費、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

3款国庫支出金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 次に、6款道支出金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 次に、10款繰越金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号平成29年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

5款繰越金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号平成29年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款保険給付費、8ページから13ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、3款地域支援事業費、14ページから15ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

5款支払基金交付金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号平成29年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款個別排水処理費、9ページから10ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

1款分担金及び負担金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2款使用料及び手数料、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、3款繰入金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、4款繰越金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、6款町債、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、第2表、地方債補正、3ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第17号平成29年度遠軽町水道事業会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

資本的収入及び支出、5ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第18号平成29年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、6ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 次に、資本的収入及び支出、7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第18号の質疑を終わります。

以上で、議案7件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案7件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第12号平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成29年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成29年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成29年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成29年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成29年度遠軽町水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成29年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第23 議案第19号から日程第29 議案第25号

○議長（前田篤秀君） 日程第23 議案第19号平成30年度遠軽町一般会計予算、日程第24 議案第20号平成30年度遠軽町国民健康保険特別会計予算、日程第25 議案第21号平成30年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算、日程第26 議案第22号平成30年度遠軽町介護保険特別会計予算、日程第27 議案第23号平成30年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算、日程第28 議案第24号平成30年度遠軽町水道事業会計予算、日程第29 議案第25号平成30年度遠軽町下水道事業会計予算、以上、議案7件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聰君） 議案第19号平成30年度遠軽町一般会計予算について説明いたします。

平成30年度遠軽町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億800万円とするものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により説明いたします。

継続費は、「第2表継続費」により説明いたします。

債務負担行為は、「第3表債務負担行為」により説明いたします。

地方債は、「第4表地方債」により説明いたします。

一時借入金は、地方自治法第235条の3第2項の規定による借り入れの最高額を25億円とするものです。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算の歳入から説明いたします。

1款町税につきましては、1項町民税10億733万2,000円、2項固定資産税7億8,850万8,000円、3項軽自動車税4,981万3,000円、4項たばこ税1億6,121万9,000円、5項入湯税310万円、6項都市計画税9,406万6,000円を合わせ、総額を21億403万8,000円とするものです。

2款地方譲与税につきましては、1項地方揮発油譲与税5,000万円、2項自動車重量譲与税1億2,000万円を合わせ、総額を1億7,000万円とするものです。

3款利子割交付金につきましては、120万円とするものです。1項同額です。

4款配当割交付金につきましては、400万円とするものです。1項同額です。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、250万円とするものです。1項同額です。

6款地方消費税交付金につきましては、3億9,000万円とするものです。1項同額です。

7款自動車取得税交付金につきましては、4,500万円とするものです。1項同額です。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、400万円とするものです。1項同額です。

9款地方特例交付金につきましては、870万円とするものです。1項同額です。

10款地方交付税につきましては、68億5,000万円とするものです。1項同額です。

11款交通安全対策特別交付金につきましては、248万6,000円とするものです。1項同額です。

12款分担金及び負担金につきましては、1項分担金129万7,000円、2項負担金1億807万円を合わせ、総額を1億936万7,000円とするものです。

13款使用料及び手数料につきましては、1項使用料3億6,743万3,000円、2項手数料5,630万2,000円を合わせ、総額を4億2,373万5,000円とするものです。

14款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金5億2,640万9,000円、2項

国庫補助金4億5,607万5,000円、3項委託金342万2,000円を合わせ、総額を9億8,590万6,000円とするものです。

15款道支出金につきましては、1項道負担金4億4,668万1,000円、2項道補助金1億5,964万2,000円、3項委託金4,056万4,000円を合わせ、総額を6億4,688万7,000円とするものです。

16款財産収入につきましては、1項財産運用収入6,856万8,000円、2項財産売払収入1,375万8,000円を合わせ、総額を8,232万6,000円とするものです。

17款寄附金につきましては、3,000円とするものです。1項同額です。

18款繰入金につきましては、6億8,714万9,000円とするものです。1項同額です。

19款繰越金につきましては、5,000万円とするものです。1項同額です。

20款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料60万2,000円、2項町預金利子15万円、3項貸付金元利収入2,155万2,000円、4項受託事業収入113万4,000円、5項雑入2億2,166万5,000円を合わせ、総額を2億4,510万3,000円とするものです。

21款町債につきましては、20億9,560万円とするものです。1項同額です。

これにより、歳入合計を149億800万円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

1款議会費につきましては、8,791万6,000円とするものです。1項同額です。

2款総務費につきましては、1項総務管理費31億4,634万6,000円、2項徴税費1,590万3,000円、3項戸籍住民基本台帳費995万4,000円、4項選挙費557万4,000円、5項統計調査費191万8,000円、6項監査委員費206万2,000円を合わせ、総額を31億8,175万7,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費20億3,087万7,000円、2項児童福祉費6億8,964万1,000円を合わせ、総額を27億2,051万8,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費6億4,643万円、2項清掃費7億2,770万9,000円を合わせ、総額を13億7,413万9,000円とするものです。

5款労働費につきましては、2,265万5,000円とするものです。1項同額です。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費3億2,841万9,000円、2項林業費1億3,670万8,000円を合わせ、総額を4億6,512万7,000円とするものです。

7款商工費につきましては、6億263万5,000円とするものです。1項同額です。

8款土木費につきましては、1項土木管理費656万円、2項道路橋梁費8億9,89

5万1,000円、3項河川費1,704万8,000円、4項都市計画費1億1,423万7,000円、5項下水道費5億533万5,000円、6項住宅費6億5,891万2,000円を合わせ、総額を22億104万3,000円とするものです。

9款消防費につきましては、7億4,380万3,000円とするものです。1項同額です。

10款教育費につきましては、1項教育総務費1億3,481万9,000円、2項小学校費2億9,511万8,000円、3項中学校費1億5,149万3,000円、4項学校給食費2億1,927万9,000円、5項社会教育費2億291万円、6項保健体育費3億4,420万5,000円を合わせ、総額を13億4,782万4,000円とするものです。

11款災害復旧費につきましては、1,600万円とするものです。1項同額です。

12款公債費につきましては、21億3,458万3,000円とするものです。1項同額です。

13款予備費につきましては、1,000万円とするものです。1項同額です。

これにより、歳出合計を149億800万円とし、歳入歳出同額とするものです。

次に、第2表継続費について説明いたします。

継続費につきましては、2款総務費1項総務管理費、遠軽道の駅整備事業について、総額を8億2,576万8,000円、年割額を平成30年度2億9,951万6,000円、平成31年度5億2,625万2,000円とするものです。

次に、第3表債務負担行為について説明いたします。

債務負担行為につきましては、知事及び道議会議員選挙ポスター掲示場設置・撤去工事について、期間を平成30年度から平成31年度まで、限度額を421万7,000円とするものです。

次に、第4表地方債について説明いたします。

地方債につきましては、道の駅整備事業から臨時財政対策債まで、限度額の総額を20億9,560万円、起債の方法、利率、償還の方法はそれぞれ記載のとおりとするものです。

主要な工事の概要につきましては、赤番7、工事関係説明資料により担当から説明いたします。

その他の事業につきましては、赤番6、事業別予算説明書を御参照願います。

なお、平成30年度の予算から、一部の事業名を変更、事業を統合・分割しております。これらにつきましては、赤番6、事業別予算説明書の最初のページに事業名の変更等に係る一覧表を添付してございますので、御参照をくださいますようお願ひいたします。

○議長（前田篤秀君） 古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） それでは、お手元にお配りしております、平成30年度遠軽町予算に関する資料、赤番7の工事関係説明資料に基づきまして御説明いたします。

1ページをお開きください。

旧消防庁舎解体工事の位置図であります。図面番号1は、遠軽町大通南4丁目、旧消防庁舎の解体工事で、旧消防庁舎1棟476平方メートルと附帯するサイレン棟及び物置を解体撤去するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 斎藤地域拠点施設準備室長。

○地域拠点施設準備室長（斎藤隆雄君） 私のほうから説明をさせていただきます。

2ページをお開きください。

遠軽道の駅建設事業の位置図でございます。次の3ページは、遠軽道の駅建設事業の工事箇所図でございまして、図面番号1は遠軽道の駅建設工事で鉄筋コンクリート造り、2階建てで面積は1,605平方メートルの建設になります。

番号2は、外構整備工事で、外構の切り盛り土工や排水溝、駐車場の一部路盤工の外構整備一式でございます。

また、番号3はロックバレースキー場のロッジ解体工事で、既存ロッジの約490平方メートルの解体撤去でございます。

なお、関連図面といたしまして、4ページに遠軽道の駅の1階平面図、5ページに遠軽道の駅の2階平面図、6ページに遠軽道の駅の立面図でございまして、7ページには外構整備工事の造成計画断面図をそれぞれ添付しておりますのでお目通しください。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） 生活安全施設整備事業につきまして御説明いたします。

8ページをお開き願います。

生活安全灯の改修につきましては、水銀灯からLED灯に改修することにより、省エネエネルギーの推進や維持費の削減に加え、交通安全の推進及びマイマイガ等の害虫等が寄りつきづらいものであることから、平成25年度より整備を進めているところであります。

平成30年度につきましては、8ページの遠軽地域の生活安全灯改修工事としまして、大通北9丁目セイコーマート前から、大通北11丁目ドライブインとか弁前の国道沿いに設置の2灯型水銀灯13機をLED灯に改修するものです。

9ページは、生田原地域の生活安全灯改修工事の位置図です。生田原中学校付近から、北光学園付近の国道及び町道沿いに設置の1灯型水銀灯22機、2灯型水銀灯9機、それぞれLED灯に改修するものです。

以上で、生活安全灯改修工事の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 落合水道課長。

○水道課長（落合一実君） 10ページをお開き願います。

4款衛生費に予算計上しております上武利地区給水事業に係る工事箇所図であります。

図面番号①上武利地区給水施設水源施設整備工事につきましては、新しい水源開発に伴い井戸のピット及びポンプを整備するほか、給水施設までの導水管を整備するものであります。

②の上武利地区給水施設配水池増設工事につきましては、既存給水施設における配水池を増設するものであります。

③の上武利地区水道管布設工事につきましては、給水区域内において民間事業者が予定しております日帰り温泉施設までの区間、延長600メートルの水道管を布設するものであります。

以上で10ページの説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 広瀬農政林務課長。

○農政林務課長（広瀬淳次君） それでは、11ページから12ページの農地保全対策工事につきまして御説明いたします。

まず、11ページでございますが、小規模土地改良事業、美山地区農地保全対策工事の位置図でございます。美山地区の農地を流れる朝日の沢川の道路横断施設は、大雨や融雪時における増水時に飲み口が小さいため、農地への越水を繰り返しており、また現行のH鋼桁による橋りょうは簡易構造であり、大型農作業車両の通行に危険を及ぼすおそれがあるため、幅3.5メートル、高さ2メートル、長さ5メートルのボックスカルバートに設置がえし、あわせてその上下流部をカゴマット4段積みにより護岸するものであります。

続きまして12ページでございますが、同じく小規模土地改良事業豊原地区農地保全対策工事の位置図でございます。豊原地区の生野川は、大雨や融雪時等に増水時に接する農地の浸食を引き起こしているため、区間40メートル、高さ1.5メートルの連続箱型構成枠の設置により、農地への浸食を防ぐものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 菊地商工観光課長。

○商工観光課長（菊地 隆君） 商工観光課所管の商工費に係る工事について、御説明申し上げます。

13ページをお開き願います。

生田原コミュニティセンター電気設備更新工事の位置図となっております。

14ページをお開き願います。

生田原コミュニティセンター電気設備更新工事の配置図となっております。工事の概要につきましては、図左手の太線の囲みの電柱にあります構内柱上開閉器の取りかえと、図右手の第1キュービクル内の変圧器と漏電遮断器以外の機器について更新するものです。

続きまして、15ページをお開き願います。

源泉施設管理事業に係る工事箇所図であります。番号1の丸瀬布第2号源泉施設増設工事につきましては、民間事業者による日帰り温泉施設の建設が予定されていることに伴い、町営のやまびこ温泉へお湯を供給している第2号源泉施設における受湯槽や送湯ポン

プなどを増設するものであります。

番号2の丸瀬布第2号源泉送湯管布設工事につきましては、日帰り温泉施設までの区間、延長600メートルの送湯管を新たに整備するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 金沢建設課長。

○建設課長（金沢一彦君） 続きまして、建設課所管に係る工事概要について御説明いたします。

16ページをごらん願います。

遠軽地域の道路橋梁維持事業の位置図でございます。図面番号①の栄野若松間道路第1号橋長寿命化工事はカクレ沢川にかかる第1号橋の橋台のひび割れ、橋面からの漏水に対処するため実施するものです。

17ページは、生田原地域の道路橋梁維持事業の位置図でございます。図面番号①の八重幹線1号橋長寿命化工事は、青木沢川にかかる1号橋のボックスカルバートの断面のひび割れ、表面からの漏水に対処するため実施するものです。

18ページは、白滝地域の道路橋梁維持事業の位置図でございます。図面番号①の西区26号線排水整備工事は、排水整備の老朽化から排水効率及び通行に支障を来しているため、排水設備の整備を実施するものです。

19ページは、遠軽地域の道路新設改良事業の位置図でございます。図面番号①の市街地40号道路改良舗装工事は、平成30年度にJRにて40号線踏切の拡幅工事が予定されており、拡幅工事に伴い既存道路のすりつけ及び凍上による路面の損傷や、水たまり等が著しいことから改良舗装を実施するものです。図面番号②の40号線踏切仮設道路整備工事は、平成30年度にJRにて40号線踏切の拡幅工事が予定されており、拡幅に伴い通行止めになることから、平成29年度に引き続き、迂回路の仮設道路整備を実施するものです。図面番号③の岩見通道路改良舗装工事は、未改良道路であり、凍上による路面の損傷や水たまり等が著しいことから、改良舗装を実施するものです。図面番号④の南町4丁目通道路改良舗装工事は、未改良道路であり、凍上による路面の損傷や水たまり等が著しいことから、改良舗装を実施するものです。図面番号⑤の南1丁目中通道路改良舗装工事は、路面や排水設備の老朽化から通行に支障を来しているため、改良舗装を実施するものです。

20ページは、遠軽生田原地域の道路新設改良事業の位置図でございます。図面番号①の東2線道路防雪工事（防雪柵）は、道道遠軽安国線と国道242号を結ぶ幹線道路がありますが、路肩が狭いため交通安全上危険であることや、冬期間の地吹雪による視界不良の解消を図るために実施しているもので、この工事により44号線踏切手前までが完成となります。

21ページは、遠軽地域の河川管理事業の位置図でございます。図面番号①のトーワンナイ川河川維持工事は、平成24年度からの継続事業であり、上流から土砂が本河川に流

入り、河川断面を埋塞していることから、大雨時の周辺への冠水を防止するため、伐木・土砂除去を実施するものです。

22ページは、生田原地域の地籍整備事業の位置図でございます。地籍の明確化を図り、土地の実態把握のため、国土調査法及び国土調査促進特別措置法に基づき実施するものです。30年度事業内容は、右下凡例のとおり、①は生田原八重、②、③は生田原清里でございます。

なお、①につきましては、永久杭埋設も実施いたします。

○議長（前田篤秀君） 菊地商工観光課長。

○商工観光課長（菊地 隆君） 23ページをお開き願います。

公園緑地管理事業、中央公園あずまや建設工事についてであります。工事箇所につきましては、1条通北3丁目、中央公園であります。

続きまして、24ページをお開きください。

工事内容といたしまして、幅4.5メートル、奥行き3.6メートルの木造平屋建て面積16平方メートルのあずまやを建設するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 金沢建設課長。

○建設課長（金沢一彦君） 続きまして、25ページは白滝地域の町営住宅管理事業の位置図でございます。

図面番号①の中央団地公営住宅バルコニー改修工事は、経年劣化により木質バルコニーが腐食し危険なため、3棟12戸の改修を実施するものです。

26ページは白滝地域の定住促進住宅管理事業の位置図でございます。

図面番号①の南区定住促進住宅屋根等塗装工事は、経年劣化により雨漏り等で入居に支障を来すことから、2棟4戸の塗装を実施するものです。

27ページは、生田原地域の定住促進住宅管理事業の位置図でございます。

図面番号①の安国中央定住促進住宅水洗化工事は、遠軽町住生活基本計画及び町営住宅長寿命化計画に基づき、公共下水道が未整備のため、木造平屋建て2棟8戸に浄化槽を設置し、水洗化を実施するものです。

28ページは、遠軽地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①のふくろ団地公営住宅建設工事は、遠軽町住生活基本計画及び町営住宅長寿命化計画に基づき、木造平屋建て2棟8戸の建設及び周辺整備を実施するものです。

29ページが配置図、30ページがG棟平面図、31ページがG棟立面図、32ページがH棟平面図、33ページがH棟立面図でございます。

28ページに戻りまして、図面番号②の山の手団地公営住宅長寿命化改修工事は、遠軽町住生活基本計画及び町営住宅長寿命化計画に基づき、昭和60年度建設、鉄筋コンクリート造3階建て、1棟18戸の改修工事を実施するものです。

34ページが平面図、35ページが立面図でございます。

28ページに戻りまして、図面番号③の学田団地公営住宅解体工事は、簡易耐火構造平屋建て4棟14戸を老朽化が著しいことから解体撤去するものです。

36ページは、生田原地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①の日進団地公営住宅建設工事は、遠軽町住生活基本計画及び町営住宅長寿命化計画に基づき、今後建てかえ計画を進める北区団地の受け皿として、木造平屋建て1棟2戸の建設を実施するものです。

32ページが配置図、38ページが平面図、39ページが立面図でございます。

40ページは、同じく生田原地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①の生野団地公営住宅解体工事は、簡易耐火構造平屋建て2棟8戸を老朽化が著しいことから解体撤去するものです。

41ページは、丸瀬布地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①の水谷団地公営住宅解体工事は、簡易耐火構造平屋建て1棟4戸を老朽化が著しいことから解体撤去するものです。

42ページは、白滝地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①のあけぼの団地公営住宅解体工事は、簡易耐火構造平屋建て1棟4戸を老朽化が著しいことから解体撤去するものです。図面番号②の東区団地公営住宅解体工事は、簡易耐火構造平屋建て1棟4戸を老朽化が著しいことから解体撤去するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 大貫教育部総務課長。

○教育部総務課長（大貫雅英君） 続きまして、43ページをごらん願います。

丸瀬布小学校耐震改修工事の位置図でございます。

次のページをごらん願います。

丸瀬布小学校の体育館の平面図でございまして、耐震改修工事の概要としまして、右側に概要を記載してございますが、耐震補強として天井面の水平プレスを20カ所追加し、内部の壁面の水平補強用桁張りを10カ所追加し、外部の壁面の垂直プレスを2カ所追加するものでございます。

その他、内装改修としまして、床の塗装改修、バスケットゴール板の取りかえ、照明設備の改修、出入口の鋼製建具の改修を行うものでございます。

外改修としまして、屋根のふきかえと外壁の塗装改修をするものでございます。

また、校舎棟についての工事概要につきましては、機械室の煙突アスベスト混入保温材の撤去回収と、給水加圧ポンプの更新を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 堀嶋社会教育課長。

○社会教育課長（堀嶋英俊君） 宿泊研修施設キララン清里和室床等改修工事について御説明いたします。

資料45ページをごらんください。

キララン清里の位置図でありまして、住所は生田原清里956番地でございます。

次の46ページをごらん願います。

キララン清里の平面図でありまして、和室及び実習室の3室、245平方メートルについて、床下のネタ及び大引き部分の破損によりまして、床が浮き沈みする状況のため改修工事を行うものです。

また、あわせて施設の軒天外壁の劣化破損部分についても改修を行うこととしております。

次に、瀬戸瀬パークゴルフ場拡張工事について御説明いたします。

47ページは、瀬戸瀬パークゴルフ場の位置図でありまして、住所は瀬戸瀬東町42番地です。

次の48ページをごらん願います。

瀬戸瀬パークゴルフ場の拡張事業につきましては、既存27ホールの東側を拡張、9ホールを増設いたします。これによりまして36ホールとするものであります、計画区域は7,982.2平方メートルとなります。

計画区域内の地形なりでホールの設置を行うことによりまして、最大2メートルほどの高低差が出るため、2カ所にスロープを設置。また、ホール周りへの植栽やロングホールのスタート部分へのベンチ設置のほか、給水管、散水栓、浸透ますの布設、防球ネット設置、コース案内板等の設置、また既存コースの暗渠布設を計画しております。

工事に当たりましては、既存コースを閉鎖せず、シーズンを通してオープンしたままの工事を行う予定であります、看板類の設置等はシーズン終了にあわせて実施いたします。36ホールでのオープンは31年春を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 3時50分まで暫時休憩します。

午後 3時42分 休憩

---

午後 3時51分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） 議案第20号平成30年度遠軽町国民健康保険特別会計予算について、御説明いたします。

平成30年度遠軽町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億306万9,000円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を1億円と定めるものです。

1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

1款国民健康保険税につきましては、3億7,059万8,000円とするものです。1項同額です。

2款使用料及び手数料につきましては、18万円とするものです。1項同額です。

3款国庫支出金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

4款療養給付費交付金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

5款前期高齢者交付金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

6款道支出金につきましては、17億584万4,000円とするものです。1項同額です。

7款財産収入につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

8款繰入金につきましては、2億2,613万1,000円とするものです。1項同額です。

9款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

10款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料30万4,000円、2項受託事業収入1,000円、3項雑入6,000円、総額を31万1,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計を23億306万9,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費2,847万9,000円、2項徴税費151万7,000円、3項運営協議会費17万3,000円、4項特別対策事業費1,266万7,000円、総額を4,283万6,000円とするものです。

2款保険給付費につきましては、16億6,454万8,000円とするものです。1項同額です。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、1項医療給付費分4億562万3,000円、2項後期高齢者支援金等分1億2,593万9,000円、3項介護納付金等分4,098万円、総額を5億7,254万2,000円とするものです。

4款財政安定化基金拠出金につきましては1,000円とするものです。1項同額です。

5款保健事業費につきましては、1項保健事業費593万3,000円、2項特定健康診査等事業費1,497万2,000円、総額を2,090万5,000円とするものです。

6款公債費につきましては、4万1,000円とするものです。1項同額です。

7款諸支出金につきましては、209万6,000円とするものです。1項同額です。

8款予備費につきましては、10万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計を23億306万9,000円とし、歳入歳出同額とする

ものです。

また、予算の詳細につきましては、別冊赤番6、平成30年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書325ページから327ページまでに資料を添付しておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第21号平成30年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算について、御説明いたします。

平成30年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,722万9,000円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、2億750万円とするものです。1項同額です。

2款使用料及び手数料につきましては、2万円とするものです。1項同額です。

3款広域連合交付金につきましては、74万5,000円とするものです。1項同額です。

4款繰入金につきましては、1億895万7,000円とするものです。1項同額です。

5款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

6款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料2,000円、2項償還金及び還付加算金2,000円、3項雑入2,000円、総額を6,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計を3億1,722万9,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費175万2,000円、2項徴収費95万1,000円、総額を270万3,000円とするものです。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、3億1,390万1,000円とするものです。1項同額です。

3款諸支出金につきましては、52万5,000円とするものです。1項同額です。

4款予備費につきましては、10万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計を3億1,722万9,000円とし、歳入歳出同額とするものです。

また、予算の詳細につきましては、別冊赤番6、平成30年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書328ページに資料を添付しておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） 議案第22号平成30年度遠軽町介護保険特別会計予算について、御説明いたします。

平成30年度遠軽町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,683万5,000円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものです。

歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に、過不足を生じた場合における同一款内での各項の間の流用とするものです。

次のページをお開き願います。

予算書の1ページ、第1表歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

1款介護保険料につきましては、3億5,746万5,000円とするものです。1項同額です。

2款分担金及び負担金につきましては、869万8,000円とするものです。1項同額です。

3款使用料及び手数料につきましては、484万2,000円とするものです。1項同額です。

4款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金3億411万2,000円、2項国庫補助金1億7,846万7,000円を合わせ、総額を4億8,257万9,000円とするものです。

5款支払基金交付金につきましては、4億7,482万1,000円とするものです。1項同額です。

6款道支出金につきましては、1項道負担金2億4,758万8,000円、2項道補助金1,870万1,000円を合わせ、総額を2億6,628万9,000円とするものです。

7款財産収入につきましては、1万2,000円とするものです。1項同額です。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金2億8,171万6,000円、2項基金繰入金40万8,000円を合わせ、総額を2億8,212万4,000円とするものです。

9款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

10款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料1,000円、2項雑入3,000円を合わせ、総額を4,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計を18億7,683万5,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費1,418万7,000円、2項徴収費60万4,000円、3項介護認定諸費2,596万8,000円、4項趣旨普及費53万9,000円を合わせ、総額を4,129万8,000円とするものです。

2款保険給付費につきましては、1項介護サービス等諸費15億5,794万4,000円、2項高額介護サービス等費3,775万2,000円、3項高額医療合算介護サービス等費692万4,000円、4項特定入所者介護サービス等費9,302万2,000円、5項その他諸費190万4,000円を合わせ、総額を16億9,754万6,000円とするものです。

3款地域支援事業費につきましては、1項介護予防・生活支援サービス事業費6,192万2,000円、2項一般介護予防事業費876万円、3項包括的支援・任意事業費6,660万4,000円、4項その他諸費30万円を合わせ、総額を1億3,758万6,000円とするものです。

4款基金積立金につきましては、1万2,000円とするものです。1項同額です。

5款公債費につきましては、8万3,000円とするものです。1項同額です。

6款諸支出金につきましては、21万円とするものです。1項同額です。

7款予備費につきましては、10万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計を18億7,683万5,000円とし、歳入歳出同額とするものです。

なお、事業の内容につきましては、赤番6、平成30年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書329ページを御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） 議案第23号平成30年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算について、御説明いたします。

平成30年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億342万9,000円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により説明いたします。

地方債につきましては、「第2表地方債」により説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を8,000万円と定めるものです。

1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算、歳入から説明いたします。

1款分担金及び負担金につきましては、150万円とするものです。1項同額です。

2款使用料及び手数料につきましては、1項使用料173万5,000円、2項手数料3万1,000円、総額を176万6,000円とするものです。

3款繰入金につきましては、1,436万1,000円とするものです。1項同額です。

4款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

5款諸収入につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

6款町債につきましては、8,580万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳入合計を1億342万9,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

1款個別排水処理費につきましては、1億53万1,000円とするものです。1項同額です。

2款公債費につきましては、284万8,000円とするものです。1項同額です。

3款予備費につきましては、5万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計を1億342万9,000円とし、歳入歳出同額とするものです。

次に、3ページの第2表地方債について御説明いたします。

地方債につきましては、個別排水処理施設整備事業の限度額を8,580万円とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりです。

また、予算の詳細につきましては、別冊赤番6、平成30年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書331ページに資料を添付しておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 落合水道課長。

○水道課長（落合一実君） 議案第24号平成30年度遠軽町水道事業会計予算について御説明いたします。

赤番5、遠軽町企業会計予算書の1ページをお開き願います。

平成30年度遠軽町水道事業会計予算。

第3条は、収益的収入及び支出の収入を5億4,954万円とし、支出を5億1,298万9,000円とするものです。

第4条は、資本的収入及び支出の収入を5億526万円とし、支出を6億9,795万5,000円とするものです。

次のページをお開き願います。

第5条は、企業債で、上水道整備事業の限度額を4億2,900万円とするものです。

第6条、一時借入金につきましては、5億円を限度額としております。

第7条から第9条までの説明は、省略させていただきます。

次に、主な事業について御説明いたします。

赤番7、平成30年度遠軽町予算に関する資料の49ページをお開き願います。

水道事業の工事位置図であります。

番号①、豊里六郷通水道管布設工事は、遠軽IC道の駅の配水管700メートルを布設するものです。

番号②、国道242号（豊里）水道管布設替工事は、石山車両地先からJR線路手前までの下水道工事にあわせ、既設石綿配水管延長150メートルを布設がえするものです。

番号③、私道（瀧谷地先）水道管布設は、私有道路での下水道工事にあわせ、配水管延長50メートルを布設するものです。

番号④、岩見通水道管布設工事は、（仮称）えんがる町民センター建設用地に埋設されていたJR遠軽駅の給水管を配水管として延長50メートルを布設するものです。

50ページをお開き願います。

白滝地域の水道工事位置図であります。

番号⑤、北支湧別3線水道管布設工事は、新設する白滝浄水場と既設配水管を結ぶ配水管の一部、延長700メートルを布設するものです。

番号⑥、白滝浄水場建設工事は、地下水を水源とする取水施設、浄水場の上屋及び187トンの容量を持つ配水池2池を建設するものです。

51ページは、白滝浄水場建設工事箇所の平面図で、浄水場配水池、取水施設等の配置図であります。

52ページをお開き願います。

生田原及び遠軽地域の水道工事位置図であります。

番号⑦水穂水道施設ウレタン吹付工事は、平成29年度より供用を開始しました水穂配水池上屋及び水穂配水池への送水ポンプを設置しました豊里配水池上屋の防寒を図るため、内壁にウレタン断熱材を吹きつける工事であります。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

続きまして、議案第25号平成30年度遠軽町下水道事業会計予算について御説明いたします。

25ページをお開き願います。

平成30年度遠軽町下水道事業会計予算。

第3条は、収益的収入及び支出の収入を10億5,503万円とし、支出を9億7,079万2,000円とするものです。

第4条は、資本的収入及び支出の収入を5億5,477万6,000円とし、支出を9億563万5,000円とするものです。

26ページをお開き願います。

第5条は債務負担行為で、水洗化等工事資金利子補給の平成30年度融資分については、期間を平成30年度から平成35年度までとし、限度額を借入期間中における融資残

高に対する利子相当額とするものです。

第6条は企業債で、公共下水道整備事業の限度額を2億5,750万円に、下水道事業債の限度額を2,190万円とするものです。

第7条、一時借入金につきましては、5億円を限度額としております。

第8条から第9条までの説明は、省略させていただきます。

次に、主な事業について御説明いたします。

赤番7、53ページをお開き願います。

下水道事業の工事位置図であります。

番号①、豊里六郷通公共下水道工事は、遠軽IC道の駅の汚水管整備で延長685メートルを布設するものです。

番号②と番号③は、国道242号（豊里）公共下水道工事その2とその1で、遠軽IC道の駅整備に伴う汚水管整備、その2は延長280メートル、その1は延長170メートルを布設するものです。

番号④、私道（澁谷地先）公共下水道工事は、渋谷敏雄氏を代表とする私有道路での下水道を整備するもので、平成30年度は雨水管延長100メートル、污水管延長60メートルを布設するものです。

番号⑤、道道遠軽芭露線公共下水道工事は、南町ポンプ場からの污水圧送管整備で、いわね大橋を過ぎた箇所からシティ駐車場地先の既存マンホールまでの延長85メートルを布設するものです。

番号⑥、東町36号道路公共下水道工事は、南町ポンプ場からスポーツ公園通まで、污水圧送管整備で延長60メートルを布設するものです。

番号⑦、南町ポンプ場建設工事は、污水ポンプ1台を新設、2台を更新する工事であります。

番号⑧、岩見通（学田3丁目）公共下水道工事は、岩見通から学田工業団地道路にかけて布設されている既存汚水管の一部延長20メートルを、道路改良工事にあわせ布設がえするものです。

番号⑨、遠軽下水処理センター長寿命化工事は、最初沈殿池の機械整備のほか、水道計や水質計を更新するものです。

番号⑩、遠軽下水処理センター長寿命化工事委託は、日本下水道事業団に委託している2カ年継続工事の2カ年目で、受変電設備等一式を更新するものです。

54ページをお開き願います。

番号⑨の遠軽下水処理センター長寿命化工事の詳細図で、黒枠斜線部分が最初沈殿池の更新箇所、丸で囲んだ箇所が水質計器類の更新箇所であります。

55ページは、番号⑩の日本下水道事業団に委託した遠軽下水処理センター長寿命化工事委託施工箇所図で、斜線部分が管理棟3階の受変電設備更新箇所、56ページが1階電気室の受変電設備更新箇所図であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、予算の説明を終わります。

---

#### ◎予算審査特別委員会設置の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

平成30年度各会計予算7件につきましては、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後 4時15分 休憩

午後 4時50分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長に竹中議員、副委員長に11番佐藤議員が選出されましたので、御報告いたします。

---

#### ◎散会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 4時50分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 朝田篤秀

署名議員 佐中裕之

署名議員 岩澤武征